

平成27年度「自治会長と市長とのまちづくりフリートーク」
対話実施日程表

番号	実施日	実施時間	地区	会 場
1	7月1日 (水)	18:30~20:00	緑ヶ丘	緑ヶ丘公民館 学習室
2	7月3日 (金)	19:00~20:30	南毛利南	愛甲公民館 集会室
3	7月21日 (火)	19:00~20:30	森の里	森の里公民館 集会室
4	7月22日 (水)	19:00~20:30	睦合西	睦合西公民館 集会室
5	7月28日 (火)	19:00~20:30	睦合北	睦合北公民館 大会議室
6	7月30日 (木)	19:00~20:30	玉 川	玉川公民館 集会室
7	8月4日 (火)	19:00~20:30	厚木南	厚木南公民館 集会室
8	8月10日 (月)	18:30~20:00	依知南	依知南公民館 集会室
9	8月12日 (水)	19:00~20:30	南毛利	南毛利公民館 集会室
10	8月18日 (火)	19:00~20:30	相 川	相川公民館 集会室
11	8月19日 (水)	18:30~20:00	依知北	依知北公民館 集会室
12	8月25日 (火)	19:00~20:30	睦合南	睦合南公民館 展示室
13	8月27日 (木)	19:00~20:30	小鮎	小鮎公民館 集会室
14	9月4日 (金)	19:00~20:30	荻野	荻野公民館 集会室
15	9月17日 (木)	19:00~20:30	厚木北	厚木北公民館 集会室

平成27年度自治会長と市長とのまちづくりフリートーク
地区別要望等件数一覧

要望	厚木北	厚木南	依知北	依知南	睦合北	睦合南	睦合西	荻野	小鮎	玉川	南毛利	南毛利南	相川	緑ヶ丘	森の里	計
道路・交通関連	1				1					1			1		1	5
環境関連						1		1		1						3
まちづくり関連	2		1	1				1	1			1		1	1	9
防災関連		1				1		1			1	1				5
防犯関連						1			1				1			3
河川整備関連	1						1									2
自治会活動関連																
公園整備関連																
公共施設整備																
福祉・医療・健康		1					2		1		1					5
生涯学習																
学校教育										1						1
子育て					1											1
商工業・観光																
その他																
合 計	4	2	1	1	2	3	3	3	3	3	2	2	2	1	2	34

平成27年度 厚木北地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年9月17日(木)実施

テーマ1：交通安全対策及び県道藤沢・厚木線の渋滞緩和対策等について

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 大手北自治会 藤沢厚木線については、以前から拡幅整備要望を出しております。県道であり、市では対応できないことは承知しておりますが、地域の意見を県に伝えていただければと思います。 中町交差点は、交通量が多く危険な交差点です。昔、青信号を横断していた歩行者がオートバイの左折に巻き込まれ亡くなっています。また、藤沢厚木線は、交通量が多く、車の流れが悪いため、停車している車の間を抜け、横断する人が、オートバイにぶつかる事故もあります。 これは中町交差点の、北方向から西方向に進む車道に右折レーンが整備されていないことが原因だと思えます。現状、2台右折車両があると車の流れが止まってしまいます。</p> <p>(2) 大手北自治会 中町交差点北側についてですが、大きな車が交差点を曲がりやすいよう、停止線がかなり手前に引かれています。停止線を越えた、左側にはゼブラゾーンがあり、そこを使えば右折車を追い越すことが可能です。 現在ある、グリーンベルトと歩道を車道にすれば、停止線より前に右折レーンを作ることができ、車の流れが良くなります。 なくなってしまった歩道については、マンションの植栽を歩道にすれば対応可能かと思えます。</p>	<p>道路 交通関連</p>	<p>(1) 市長 元町交差点から中町交差点までの区間については、以前から整備要望をいただいております。市としても、県に対し安全確保のために要望を出し、グリーンカラー舗装や駐停車禁止路側帯などの整備をしていただきました。 県では道路整備をするに当たり、整備の優先順位を決めております。市としても県に働きかけ、事業化を検討する路線として位置付けしていただきました。該当区間が拡幅整備されるのが一番ですが、今回、交差点だけでも早く整備していただきたいという意見をいただいたので、県に要望してまいります。</p> <p>(1) 国県道調整担当部長 現在の道路幅員は8mですが、計画どおりに拡幅する場合は16mの幅員が必要になります。平成20年度から毎年、県に要望を出し続け、平成24年度に「かながわのみちづくり計画」の中に、「整備を検討する路線」である「事業化検討箇所」として位置付けされました。平成28年度に計画の見直しが行われるため、再び事業化検討箇所として位置付けられるよう、平成27年8月に県に要望書を提出しております。</p> <p>(2) 市長 交差点改良について、具体的な提案をいただきありがとうございます。今回いただいた意見については、県に伝えさせていただきます。 なお、道路整備を行うということは、周辺の皆様の用地協力が不可欠となりますので、その辺も踏まえて考える必要があります。</p>	<p>国県道調整課 県道43号につきましては、以前より歩道の未整備区間として、県に対し要望・調整に努めております。 その結果、平成21年に中町交差点から元町交差点の西側に「グリーンカラー舗装」と「駐停車禁止路側帯」を整備していただきました。 また、平成25年に元町交差点から松枝交差点につきましても「グリーンカラー舗装」を整備していただいております。 さらに、平成24年3月には、県が策定する「かながわのみちづくり計画」の中に、「整備を検討する路線」である「事業化検討箇所」として位置付けていただきました。 県道の整備に当たっては、この計画への位置付けが大変重要となります。 本年度は、その計画の見直し時期であることから、中町交差点から松枝交差点までの区間を引き続き整備の検討がなされる「事業化検討箇所」として強く要望しております。</p>

平成27年度 厚木北地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年9月17日(木)実施

テーマ2：相模川三川合流点（広場）の有効利用等について

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 天王町自治会 相模川三川合流点（広場）は、土日・祝日には、バーベキューで楽しむ方が多く訪れ、憩いの場となっております。車で来ている方の不法投棄は少なくなっておりますが、駅から徒歩で来られるグループの方々は、河川敷へのごみの置き去りは少ないものの、帰路途中の集積所や自販機の周りに分別されことなくごみが捨てられており、周辺自治会として対応に苦慮しているのが現状です。 この様な状況の中、三川合流点の利活用については、国では、平成19年11月に「相模川水系河川整備基本方針」が出されました。これを受け、厚木市では、「相模川・中津川厚木市河川利用構想」を策定するとともに、市民による「あつぎ水辺ふれあい懇談会」などを経て、平成24年に「相模川厚木市水辺拠点創出基本計画」を策定していると伺っています。現在の進捗状況と今後の予定についてお聞かせください。</p> <p>(2) 天王町自治会 商店街連合会でも河川敷利用者へのバーベキューセットのレンタルを検討したのですが、市の事業として実施する考えはありますか。</p> <p>(3) 東町自治会 ごみは持ち帰るのが基本と言いますが、電車で来る人がごみを持ち帰るとは思いません。</p>	<p>河川整備 関連</p>	<p>(1) 市長 バーベキューなどによるごみの置き去りと、河川の利用に関する計画について提案をいただきました。 ごみの問題についてですが、河川敷でバーベキューなどをした際に出たごみは、利用者自身に持ち帰ってもらうのが原則ですので、その意識付けを図るための啓発に努めていきたいと考えております。 河川の利用計画については、影響が多岐に及び計画です。例えば、現在利用されている野球場やテニスコート、プールについて考慮する必要がありますので、それぞれの施設の利用者の意向を聞きながら、整備を進めていく必要があります。 また、河川区域は県の管理となりますので、県と調整を進めていく必要もあります。このようにいろいろな人の意見を伺いながら進めていかなければならないものと考えております。</p> <p>(1) 環境農政部長 ごみについては、日頃から地元のボランティアの皆様にご協力いただいております。本来、河川敷の管理者は県のため、県がごみの対策を取る必要がありますが、地域の皆様の住環境を守るという観点から、市が県と協力して、対応している状況です。バーベキューごみについては、4月の連休から10月中旬まで、清掃の業務委託をしております。地域の皆様が集めていただいたごみを回収しております。また、川に来た方が、帰り際にごみを捨てていくことについては、対応が難しいため、地域の皆様の御協力をお願いしたいと思います。あまりにひどい場合は市まで連絡していただければ、随時対応していきます。</p> <p>(1) 河川みどり部長 河川管理者としては、ごみは持って帰ってもらうのが原則ですが、現状、駐車場の一角などに捨てられています。県では、年間1,000万円を使い、ごみの処理を行っていますが、新たに集積所を作ると逆にごみが集まってしまいます。今後、費用の徴収も検討する必要があるかもしれません。</p> <p>(2) 河川みどり部長 バーベキュー対応については、他市の事例を参考にしながら、検討しております。例えば川崎市の高津川緑地バーベキュー広場では、使用料を取って運営しておりますが、人が集まるため騒音等の他の問題が発生しているようです。本市の計画では、多目的広場を整備する際、バーベキュー広場の整備も検討しております。</p> <p>(3) 河川みどり部長 中津川上流、愛川町田代では、河川敷のバーベキューが盛んですが、ごみは持ち帰っている方が多く、河川敷はきれいです。他の場所でもできていることですので、相模川三川合流地点についても、利用者への啓発を図り、対応していきたいと思っております。</p>	<p>河川ふれあい課 三川合流点地区の計画を進めるにあたり、河川管理者や関係部署等との調整を図ってまいります。 また、河川敷のごみ問題における利用者への啓発については、平成27年11月より河川管理者や関係部署と調整を図っております。</p> <p>環境政策課・環境事業課 平成27年度につきましては、河川敷へのバーベキューごみの放置が多い4月～10月までの期間に、7回の清掃の業務委託をしています。 平成28年度についても引き続き地域の清潔な住環境を守る観点から、県に協力して対応してまいります。 また、集積所への不適正な排出につきましては随時対応し、必要に応じごみ出しマナー向上の啓発看板を掲示してまいります。</p> <p>スポーツ政策課 三川合流点の有効利用については、現在利用いただいているスポーツ施設の利用者の皆様や関係者の意見を伺いながら、必要な調整を図ってまいります。</p>

平成27年度 厚木北地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年9月17日(木)実施

テーマ3：2-2地区再開発計画について

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 仲町北自治会 通称、「小田急通り」の東側には、住宅が密集しており、公園などの憩いの場や災害発生時における一時的な避難場所がない状況です。 現在、「誰もが気軽に立ち寄れ、充実した時間を過ごせる居場所づくり」をコンセプトにバスセンター周辺地域を整備する「中町第2-2地区周辺整備事業」が計画されていると伺っております。 この事業の進捗状況と、憩いの場や災害発生時の一時的な避難場所として機能を果たす公園等の計画も検討されているのかを伺いたいと思います。</p> <p>(2) 仲町北自治会 中町第2-2地区周辺整備事業の区域に、仲町北、仲町南自治会が共用している自治会館があります。自治会館の転居先について、2-2地区内に確保できないでしょうか。 また、中町第2-2地区周辺整備事業についての情報ですが、できるだけ早い時点で地元へ情報提供していただけますか。</p>	<p>まちづくり 関連</p>	<p>(1) 市長 中町第2-2地区周辺整備事業の進捗につきましては、「中心市街地の公共施設再配置計画」等に基づき、昨年12月に整備方針を策定しました。</p> <p>(1) 市街地整備部長 整備方針につきましては、「図書館」と「子ども科学館」の二つの施設の機能を核とした複合施設の新設や、誰もが使いやすい「バスセンターの整備」など、六つの整備方針をまとめ上げ、現在、事業の具現化に向けた取組を進めているところです。 再開発事業では、御提案の「憩いの場」、「一時避難場所」としての機能を果たせる公共施設を整備していきたいと考えております。 事業を進めるに当たり、地元の仲町北自治会を始め、厚木北地区の皆様にご協力いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>(2) 市街地整備部長 事業区域内に自治会館があることは承知しております。現在、本厚木駅南口再開発事業においても同様の課題があり、市民協働推進課と協議しながら進めておりますが、具体的な内容につきましては、皆様と調整させていただきます。 また、再開発事業の進捗状況についても、計画が進みましたら、まず地元の皆様にご説明に伺いますので、よろしくお願いいたします。</p>	<p>中心市街地整備課 中町第2-2地区周辺整備事業につきましては、平成26年12月、図書館と子ども科学館の機能を核とした複合施設の新設、誰もが使いやすいバスセンターの整備など、6つの整備方針をまとめ上げました。 平成28年度は、複合施設の基本計画案の作成を予定しており、現在準備を進めているところでございます。 今後におきましても、地元地域の皆さまと意見交換を重ね、事業を推進していきたいと考えております。</p>

平成27年度 厚木北地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年9月17日(木)実施

テーマ4：本厚木駅南口地区市街地再開発事業の進捗状況について

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 大手北自治会 本厚木駅南口市街地再開発事業の進捗状況を教えてください。</p>	<p>まちづくり 関連</p>	<p>(1) 市長 本厚木駅南口市街地再開発事業については、りそな銀行とハピネスビル、南口広場の整備を行うもので、市街地再開発組合が施行者となります。</p> <p>(1) 市街地整備部長 進捗状況ですが、本年度中には、再開発組合の設立認可を予定しており、平成28年度(平成29年1月頃)の工事着工を目指しております。 22階建ての建物で、地下に約600台収容の市営駐輪場、1階から3階までは商業・業務施設が入居し、4階から22階までは住宅を計画しています。 また、本厚木駅南口広場については、バス、タクシーの利便性向上のためのターミナル改修と歩行者デッキを設置する予定です。 工事着工の際には、地元の皆様に御迷惑をお掛けすると思いますが、厚木の顔になる整備を確実に進めていきたいと考えておりますので、是非、御協力をお願いします。</p>	<p>本厚木駅南口再開発事務所 本年度3月末に、市街地再開発組合の設立認可申請を行い、平成28年度には、組合設立を経て既存建築物の除却、整地を始めとする工事着工を予定しております。 市といたしましては、平成28年度も引き続き、施行者である組合に対し、駅前広場整備や再開発ビル整備に係る補助金や負担金等を適正に支出し、事業の着実な推進に向け支援を行ってまいります。</p>

平成27年度 厚木南地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年8月4日(火)実施

テーマ1：高齢者が元気でいきいき輝くまちづくりについて

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 泉町自治会 2040年の人口減少問題につきましては、国土政策、経済政策、産業政策、雇用・社会保障政策等に影響し、私たちの生活環境を大きく変える問題であることから、今後の市のビジョンをお聞かせください。特に 東京一極集中の是正に伴う受入問題。中核市への移行問題。近隣の消滅自治体の受入問題。公共施設の老朽化に伴う問題について教えてください。</p> <p>(2) 南町自治会 少子高齢化が急速に進む中、高齢者の「居場所」、「出番」を創出し、元気で過ごせるように生涯現役社会を目指すべきと考えます。地元で管理している「厚木南老人憩の家」の実態ですが、グループや仲間施設を活用しているのは、高齢者の約2割程度の方で、その他の方は家で過ごすか病院通いだと思います。グループや仲間で行動をしない方は大手企業の役員や元銀行員、弁護士など今さら地区の自治会活動に参加するのに抵抗がある方と聞いています。一人でふらっと訪れ、一日をとりあえず一人でゆっくり過ごせる場所を作ることで、家から出ることを促し、健康寿命の延伸につながると思います。</p> <p>(2) 南町自治会 老人憩の家の利用率を見ると健康体操の利用者が多いので、より利用者を増やしていきたいと思えます。</p> <p>(2) 南町自治会 確かにチラシ等を配布しても効果はあまりありません。知り合いから声をかける方が効果があります。</p>	<p>福祉 医療 健康</p>	<p>(1) 市長 日本創成会議・人口減少問題検討分科会の推計によると、消滅する可能性のある自治体もあるとのこと、このまま対策を講じなければ大きな問題になります。 国は、首都圏に集中している人を地方に回すことを考えているようですが、簡単にできることではありません。 これらを含めて、国からは市町村でどのようにしていくか、その計画を立てるように言われています。 本市でも現在、地方創生に関する総合戦略と人口ビジョンの作成に取り組んでおり、年内にはまとめる予定で進めております。</p> <p>(1) 政策部長 一極集中に関する国の考えとしては、この先5年間の総合戦略の中で、東京圏への人口流入が見込まれる30万人のうち、10万人を減らす計画としています。厚木市も東京圏に含まれますが、ほとんどが都内への流入であるため、市としては人口の増加に努めていく考えです。 近隣の自治体の問題につきましては、清川村、愛川町とは、広域連携という形で共通認識を持ち、同じ課題に取り組んでいます。 公共施設につきましては、本市では既に公共施設の再配置について、市民の皆様の意見を伺いながら取り組んでいるところであり、持続可能な都市を目指してまいります。</p> <p>(1) 市長 中核市への移行ですが、人口20万人以上という条件はクリアしていますが、中核市になると今まで県が行っていたこと、例えば保健所を設置するなどの業務が増えます。 当然、事務所や職員を確保する必要があり、費用負担が増えるため慎重に検討する必要があります。</p> <p>(2) 市長 地域の現在の状況の把握及び具体的な提案をしていただきありがとうございます。提案の中に答えが出ていたと思いますので、行政として可能な限り協力させていただきます。</p>	<p>企画政策課 本市の人口ビジョン・総合戦略については、外部の検討組織である「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」から10月に提言をいただき、この度、戦略会議からの提言を基に、庁内で検討を重ねパブリックコメントを実施するための案を作成し、平成28年1月8日から2月12日までの期間でパブリックコメントを実施しました。現在、公表に向け準備しております。</p> <p>健康長寿課 現役時代に地域との結びつきが希薄であったことから、退職後自ら地域へ出ていくことを躊躇する高齢者が増加している中で、地域における新たな「居場所」を創出する必要があります。 今後におきましては、老人憩の家等を活用したサロンの開設等、高齢者本人が真に生きがいにつながるまちづくりについて、地域の皆様の御意見を賜りながら研究してまいりたいと考えております。</p> <p>広域政策課 清川村、愛川町とは、厚木・愛甲まちづくり研究会において、厚木愛甲地区における行政課題の円滑な推進を図り、地域の発展に寄与するため、3市町村で連携して数々の取組を行っております。 平成27年度は、7月に3首長が集まる総会を開催し、情報交換等を行いました。</p> <p>行政経営課 中核市の移行については、移行の要件を満たす、大和市、小田原市、茅ヶ崎市、平塚市（県内施行時特例市）との情報交換を密に行い、慎重に検討を進めております。</p>

平成27年度 厚木南地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年8月4日(火)実施

テーマ2：安心安全・災害対策の強化・交通事故対策や防犯対策について地域住民がさらに安心して安全に暮らしていけるまちづくりについて

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 旭町2丁目自治会 厚木南地区は、市民協働によるセーフコミュニティの取組を積極的に行った結果、交通事故や刑法犯認知件数の減少につながるなど、安心して安全なまちづくりを推進してまいりました。これからも、地域住民がさらに安心して安全に暮らしていけるような対策が必要と思われまますが、特に交通事故対策や防犯対策の市の取組をお聞かせください。</p> <p>(2) 旭町2丁目自治会 歩道等のハードの整備も大事ですが、交通マナーなどのソフトの啓発も重要です。自治会としても行政と連携し、地区の住民の安全を守るため啓発活動に力をいれていきます。</p> <p>現在、「愛の目運動」を積極的に進めていますが、その中の「あいさつ運動」の中で、交通安全啓発活動を行っていきます。</p> <p>(3) 旭町1丁目自治会 私は厚木第2小学校の評議員もしているのですが、会議の際、児童のヘルメットの着用率が90%を超えたことを聞きました。これは、ソフトの啓発がうまくいっている実例だと思います。</p> <p>(4) 旭町2丁目自治会 災害や防犯時の対応で児童生徒を守るため、学校だけでなく、地域や公民館が一丸となって対応する必要があり、連携するシステムをつくるのが大事だと思います。</p> <p>厚木南地区では、東日本大震災の時、計画停電で信号機が使えなくなった際、公民館を中心に地域、学校で連携し、みんなで地区を守りました。</p>	<p>防災関連</p>	<p>(1) 市長 市では、交通死亡事故ゼロを目指しています。しかしながら、死亡事故は発生してしまいました。事故が起きないように、歩道や信号機の整備など、関係機関と連携し必要な対応に努めていますが、歩道等を整備すれば事故がなくなるという訳ではありません。</p> <p>事故撲滅は高いハードルとなりますが、地道な取組が必要と考えます。</p> <p>(2)(3) 危機管理部長 自動車を始め、自転車や歩行者、みんなが道路交通法を守れば事故は発生しませんが、非常に難しい課題でもあります。</p> <p>運転免許取得の際に道路交通法を勉強した方もいれば、そうでない方もいます。そのため、みんなが交通ルールを守れるように啓発をしていく必要があります。</p> <p>また、基本的な事柄だけでなく、見通しの悪い交差点の渡り方など、具体的に注意すべきポイントも啓発していく必要があります。</p> <p>(4) 市長 厚木南地区のように、災害時の連絡体制が整備されていることは、非常に心強く思います。他地区においても、地域の実情に合わせたルール作りが進められるよう支援していきます。</p> <p>東日本大震災のような重大な災害が起きた場合や、特定の地域に限定される災害等の場合は、各地区の「安心安全なまち会議」等を活用し、迅速な連絡に努めてまいります。</p>	<p>くらし交通安全課 引き続き交通安全関係団体を始め地域、学校、事業者、警察と連携を図り交通安全教室や自転車マナーアップキャンペーンなどの啓発活動を積極的に行ってまいります。</p>

平成27年度 依知北地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年8月19日(水)実施

テーマ1：スマートIC周辺（山際地区）及び上依知・猿ヶ島地区の土地利用

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 上依知中町自治会 厚木市の北の玄関口である依知北地区は、平成27年3月に全線開通した「さがみ縦貫道」の開通により、交通の利便性が飛躍的に高くなったことから、今後は新たな都市基盤整備と適切な土地利用が求められています。また、厚木パーキングエリアスマートインターチェンジも平成30年度末に供用が開始される予定であり、今後ますます計画的なまちづくりが必要であると思われま</p> <p>そうした中、スマートインターチェンジ周辺（山際地区）や上依知・猿ヶ島地区については、現在農地がほとんどを占めていますが、スマートインターの開通により、交通の利便性が高まることから、企業誘致など計画的な土地利用が必要と思われま</p> <p>(2) 上依知中町自治会 農業は後継者問題が深刻になっていますが、農業従事者の負担が多いことが原因だと思えます。現在の農地の形状では、農業機械を入れても、まっすぐ作業できる部分が少ないので、農地をまとめることにより、農業機械での作業を簡単にできるように整備できないでしょうか。</p> <p>(3) 下川入第一自治会 座架依橋は、相模川の東西をつなぐ重要路線のため、現在でも、朝夕の通勤時間帯は渋滞が発生しています。スマートインターが開通すると今よりも車が集まるようになりますので、渋滞がひどくなると思えます。市では何か対策はありますか。</p> <p>(4) 中平自治会 他市の方がスマートインターチェンジから降りてきた時、相模川の河川敷が一番最初に視界に入ります。河川敷がきれいであれば、厚木に対する良いイメージを与えることができますので、今後も河川敷の樹木の伐採に力を入れてください。</p>	<p>まちづくり 関連</p>	<p>(1) 市長 土地利用については、該当部分は農地であるため、都市計画法に基づき、市街化区域にする必要がありますが、そのためには、関係地権者の同意を得て、土地区画整理事業を行う必要があります。土地区画整理事業を行うと、公共用地の確保や、事業費の確保のための減歩があり、土地が減ってしまいますので、事業の実現のためには、中身を充分詰めていく必要があると思えます。 なお、樹林化が進んでいる区域について、管理者である県に要望を出し、伐採してもらいました。</p> <p>(1) まちづくり推進担当部長 上依知・猿ヶ島地区は、平成2年に「猿ヶ島地区土地区画整理事業準備委員会」が設立され、同年の線引き見直しで特定保留区域に位置付けされました。平成5年には、上依知地区の一部を加えて名称を「依知北部土地区画整理組合設立準備委員会」に変更し、まちづくりの検討を重ねてまいりましたが、事業計画上の減歩率の関係や景気低迷などにより、権利者の事業に対する合意形成が図られず、平成18・19年に実施したアンケートでも土地区画整理組合設立準備委員会は必要ないとの意見が多く、平成21年の線引き見直しでは、保留区域から除外され、現在に至っております。</p> <p>なお、準備委員会は現在も存続しておりますが、スマートインターチェンジの進捗状況や社会情勢の変化を見定めている状況です。 土地利用については、まずは地権者の皆さんの総意が大切です。上依知・猿ヶ島地区において土地利用を図っていききたいという機運が高まれば、市としても支援をさせていただきます。</p> <p>(2) 環境農政部長 農地をまとめるためには土地所有者の同意が必要となりますので、地元での意見がまとまりましたら支援できると思えます。</p> <p>(2) 市長 用水は現況に基づき整備されているため、農地をまとめた場合、水が来なくなる可能性があります。そのためにも地権者の意向をまとめる必要があります。 なお、市では、厚木市都市農業支援センターを昨年4月に開設し、新規就農者支援を行っています。</p> <p>(3) 道路部長 スマートインターチェンジについては、ETCを載せた車であればすべての車種が利用でき、外回り（北方向）、内回り（南方向）にも入ることができます。外回りは座架依橋の下を通る道路から、南周りは堤防道路から入ることができます。1日の利用台数は、2,308台を計画しており、事業費は22億円となります。 整備につきましては、平成27年度に測量・設計を実施し、平成28年度より用地買収を始め、平成29年度には工事に着手し、平成31年3月末に完成する予定です。整備には地元の皆様の協力が必要となりますので、よろしく願います。</p> <p>(3) 市長 座架依橋の渋滞は路線の突き当たりがT字路になっていることが原因です。座間萩野線、厚木秦野道路を整備することで、渋滞の緩和に努めたいと思えます。</p> <p>(4) 市長 相模川は、国の土地だけでなく、個人の土地もあります。土地の所有者の同意を得ないで勝手に伐採することはできませんが、県としては、今後も河川整備に力を入れるとのこと</p>	<p>まちづくり推進課 上依知・猿ヶ島地区については、平成2年に猿ヶ島地区土地区画整理事業準備委員会が設立後、まちづくりの検討を重ねてまいりましたが、事業計画上の減歩率の関係や当時の経済状況などにより、権利者の事業に対する合意形成が図られず、平成21年の第6回線引き見直しでは、保留区域から除外され、現在に至っております。 今後については、スマートインターチェンジの進捗状況や社会情勢の変化を見定め、土地利用を図っていききたいという機運が高まれば、まちづくりの検討を進めてまいります。</p> <p>農業政策課 農地の集約化を行うには土地所有者の同意が必要であり、集約化の規模によっては道路、水路等の基盤施設の改修が伴ってきます。 現在国においては農地の集約化を推進しており、それに必要な補助制度もありますので、地元土地改良区等においてよく話し合いをしていただき、必要に応じて技術支援等のお手伝いをさせていただきたいと考えております。</p> <p>道路整備課 スマートインターチェンジにつきましては、平成27年度、道路詳細設計及び用地測量を実施いたしました。</p> <p>道路用地課 スマートインターチェンジの用地取得につきましては、平成27年度中にNEXCO中日本高速道路株式会社と用地取得に関する各種協定を締結し、平成28年度に不動産鑑定業務、補償物件の算定調査を実施し、用地取得に着手いたしました。</p> <p>国道調 chỉnh課 厚木秦野道路の進捗状況につきましては、国道129号から厚木バイパス線間は、用地買収に着手されており、厚木バイパス線から（仮称）厚木北IC間については、平成27年3月に用地幅杭の設置が完了し、今年度は、厚木バイパス線から妻田中萩野線間の用地測量調査に着手されており、平成27年9月には境界立会いが実施されました。 座間萩野線の進捗状況につきましては、第一期区間（厚木バイパス線から国道63号相模原大磯間）については、高架部において橋脚5基目を施工中であり、平面部は、市街化区域の用地補償説明会が平成27年2月に開催されました。</p> <p>河川ふれあい課 平成27年11月に河川管理者である神奈川県に樹林化防止対策の状況を確認するとともに、継続して実施されるよう伝えてまいりました。なお、引続き樹林化防止対策が実施されるよう要望してまいります。</p>

平成27年度 依知南地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年8月10日(月)実施

テーマ1：地域の活性化について

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 長坂自治会 厚木市都市マスタープランの依知地区将来像では、「水と緑に囲まれた新たな活力が生まれるまち 依知」とされており、特に基本目標とまちづくりのテーマとしては、「新たな活力となる都市機能と自然がふれあえるまちづくり」となっております。</p> <p>こうした状況の中、さがみ縦貫道路の開通により依知地区は圏央厚木インターチェンジを始め、平成30年度末には厚木PAスマートインターチェンジが供用開始となります。</p> <p>圏央厚木IC・JCT周辺及び、現在、進められております、関口・山際土地画整理事業において、計画的な土地利用を図る中で、地域活性化の起爆剤となりうる事業施設等を誘致するなど、市としての今後の取組をお聞かせいただけますか。</p> <p>(2) 長坂自治会 厚木PAと地域の活性化を図るため、海老名SAのように徒歩で施設に出入りすることはできないでしょうか。</p> <p>(3) 長坂自治会 関口・山際土地画整理事業の北側の部分に防災機能を備えた公園を設置すると聞いていますが、進捗状況はどのようになっているのでしょうか。また、道の駅を設置することは可能でしょうか。</p> <p>(4) 金田上部自治会 厚木PAにスマートICができれば、接続する堤防道路の交通量が増えるのは確実です。交通量が増えれば既存の道路だけでは安全の確保が難しくなることが想定されますので、安全確保のため、堤防道路の改良をしてください。</p>	<p>まちづくり 関連</p>	<p>(1) 市長 本市は同規模の自治体に比べ企業の数が多い自治体ですが、現状で満足するのではなく、更なる発展のため、新たな企業誘致に力を入れているところです。</p> <p>企業を誘致するためには、用地が必要です。依知地区は国道129号線、圏央道などの重要な道路があり、産業誘致に向いている地区です。市街化調整区域を市街化区域にするには、地権者全員の同意を得て、県に申請する必要があります。</p> <p>現在、関口・山際の60haで土地区画整理事業が計画されています。現在の状況を、まちづくり推進担当部長から説明させていただきます。</p> <p>(1) まちづくり推進担当部長 山際地区約22haについては、平成24年9月に山際土地画整理組合設立準備委員会を設立後、22回の準備委員会が開催され、産業系区画整理事業としての土地利用計画の作成及び概算事業費を算出し、事業の成立性、採算性などの検討が行われております。山際北部地区約17haについては、平成26年6月に山際北部地区まちづくり研究会を設立後、7回の研究会が開催され、整備手法を土地区画整理事業で行う方針が出されました。</p> <p>さらに、今年の3月末には、地権者会議において研究会での検討結果が報告され、併せて土地区画整理組合設立準備委員会の設立の提案がされました。</p> <p>(1) 市長 事業を進めるには、平成28年度予定の線引き見直しの都市計画手続までに、地権者の同意を得る必要があります。</p> <p>(2) 国県道調整担当部長 厚木PAへの歩行者等の出入りについて、施設管理者に確認したところ、圏央道は首都高速と同様、主要な高速道路をつなぐ連絡道路という位置付けであり、PAも含め自動車専用道路区域になっているため、立ち入りはできないとのことです。</p> <p>なお、海老名SAは商業区域のため、外部からの出入りが可能となっており、自動車専用道路区域とは、連結許可を得ることにつながっております。</p> <p>(3) まちづくり推進担当部長 山際土地利用推進地区(北部地区約17ha)まちづくり意向調査結果では、関口・山際地区(約60ha)における地区公園(防災機能を有したもの)について必要としている人が、68.6%もいます。そこで、今後設けが予定されます「組合設立準備委員会」を含めた権利者の皆様の意向を伺いながら、防災機能を備えた公園となる『北部地区公園』の整備計画と合わせ、一体的なまちづくりについての検討を進めてまいります。</p> <p>(3) 河川みどり部長 平成24年度に、都市マスタープランや地域防災計画、緑の基本計画といった上位計画の位置づけを踏まえ、関口・山際市街化調整区域内に、約5.8haの防災機能を持つ北部地区公園の整備構想を策定しています。</p> <p>今年4月からスタートした「あつぎ元気プラン第2期基本計画」において、平成32年を目標に防災、スポーツ等の関係部署と連携して市民の意見を聞きながら公園の設置について、検討してまいります。</p> <p>(3) 国県道調整担当部長 「道の駅」の機能には、「休息機能」「情報発信機能」「地域連携機能」といった三つの機能があります。国道129号線沿線には、それらの機能を備えた施設が既に存在していることから、将来の道路交通環境や地域の振興にどの様に寄与するかにつままして、注視してまいります。</p> <p>(4) 市長 堤防道路の交通量が増えることは確実ですので、歩行者の安全を確保するための道路改良を進めていく必要があると認識しています。堤防道路は、県の土地も関係することから、市だけで整備を進めることはできませんので、県との協議の中で進めてまいります。</p>	<p>まちづくり推進課 山際地区(約22ha)については、平成24年9月に山際土地画整理組合設立準備委員会を設立後、24回の準備委員会が開催され、産業系企業の誘致を目指し、事業計画書案の作成など、事業の成立性などの検討が行われております。</p> <p>山際北部地区(約17ha)については、平成26年6月に山際北部地区まちづくり研究会を設立後、9回の研究会が開催され、整備手法を土地区画整理事業で行う方針が出されました。</p> <p>平成27年11月から、土地所有者を個別訪問し、準備委員会を設立し更なるまちづくりの検討を進める事に対する御意向をお聴きしております。</p> <p>また、防災機能を備えた公園については、準備委員会設立後、市関係部署と連携し、一体的なまちづくりについて、検討を進めてまいります。</p> <p>なお、神奈川県第7回線引き見直しでは、両地区ともに新市街地ゾーンとして、一般保留区域の位置付けを目指し、都市計画手続きを進めております。</p> <p>国県道調整課 国県道調整担当部長の説明のとおりです。</p> <p>公園緑地課 防災機能を備えた公園の整備について、関係部署との連携を図りながら引き続き検討してまいります。</p>

平成27年度 睦合北地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年7月28日(火)実施

テーマ1：子ども会存続と活性化について

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 柵沢・上三田・根岸自治会 昨今、各地区の子ども会は存続の危機にあると言っても過言ではありません。子ども会の役員になることで、保護者に負担がかかることは理解できますが、元気に活動する子どもたちの姿は何ものにも代えがたいものがあります。 こうした中、役員との意見交換や子どもたちとの直接対話など、事ある度に入会の勧誘をしていますが、なかなか良い返事が得られません。近年、子どもの人口減少は、小学校区の在り方にも影響を及ぼし、子ども会の存続・維持を難しくしている原因と考えます。また自治会の中で、活発に行事を行っている子ども会と、活動が出来ず休止状態になっている別学区の子ども会が混在していることです。 この状況を解消するため、自治会は合併を促していますが、学区が異なる親同士はなかなか溶け込むことが難しく、また2校にまたがる行事の日程調整の問題などもあって、自治会活動にも影響を及ぼしています。 少子化に伴い解散した子ども会も多いと聞いていますが、自治会主導で子ども会を支援し、地域の子どもたちの健全育成を図りたいと考えています。 また、高齢化が目立つ地域の活性化を図るとともに交流を深めるため、成長過程の子どもたちを全面的に支援していきたいと思えます。 子ども会の存続・維持のため、何か良い案があれば是非参考にさせていただきたいと思えます。</p> <p>(2) 柵沢自治会 市内の人口の推移を教えてください。</p> <p>(3) 柵沢自治会 柵沢の子ども会も10年前に解散しました。やはり、子どもが高学年になると、保護者は役員の負担を感じていたようです。昔は男子はソフトボール、女子はドッジボールと盛んでした。</p> <p>(3) 中三田第2自治会 自治会が主導し、子どもの楽しめる事業を開催する必要があると思えます。</p>	<p>子育て</p>	<p>(1) 市長 現在、12,000人の児童の内、子ども会の加入率は30%まで下がっています。しかし、これは簡単に解決できる問題ではありません。 自治会区域と学区の違いを上げられていましたが、それが一つになれば解決するとも限りません。自治会区域と学区は目的が違いため統一するのはとても難しく時間もかかります。それよりも、子どもたちをどう育てていくかという大人の姿勢が大事だと思います。役員の受け手など、保護者の自覚も必要です。</p> <p>(1) こども未来部次長 いくつか参考となる事例を紹介します。 森の里3丁目子ども会では、自治会に加入すれば同時に子ども会に加入するシステムで、現在は加入率80%を維持しております(新聞記事で紹介)。みはる野自治会も全員加入であり、自治会の中に「子ども部」を設けて運用しています。 これからは、自治会の協力が必要だと思われます。必ずしも保護者が会長になる必要はないです。山の根自治会も「子ども部」を設けていますが、やりたいときに行事を行い、行きたいときに子どもたちが参加するという運用を図っています。</p> <p>(2) 政策部長 市内の人口ですが、出生数と死亡数について、平成17年は出生が死亡を757人上回っていましたが、平成25年では60人、26年には35人と徐々に減っており、やがて人口の減少が始まります。また年齢別の割合を見ると、平成17年は65歳以上と14歳以下が各14%で15～64歳までが7割と一番多かったのに対し、2040年には14歳までが10%を切り、65歳以上が30%を超える予想となっています。子ども会の加入率が下がると同時に、加入対象(子ども)も減る状況にあります。</p> <p>(3) 市長 私も子ども会の経験があり、いろいろな所へ連れて行きましたが、子どもが楽しめる事業を行うには保護者の協力も大事だと思います。</p> <p>(3) こども未来部次長 中三田第2子ども会を例に取ると、子どもみこしやクリスマス会、バスツアーなどの事業を行っています。何がいいかわからなければ子どもに聞くのもいいと思います。 また、市でも指導者向け研修を実施しているので、利用していただければと思います。</p>	<p>青少年課 引き続き、厚木市子ども会連絡協議会とともに子ども会活動の普及啓発に努め、子ども会への加入促進へ繋げるよう支援を行います。 併せて、子ども会運営に関する相談など自治会への働きかけについて助言を行ってまいります。</p>

平成27年度 睦合北地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年7月28日(火)実施

テーマ2：小中学校の登下校時における安心・安全の確保について

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 中三田第2自治会 子ども・子育て支援法が4月からスタートしました。子どもたちが元気に溢れる笑顔を守るため、家庭・学校・地域が連携し、子育てに誇りと喜びをもてる環境づくりに取り組み、安心して安全な子育てができる社会の実現を目指していきたいと思ひます。 そうした活動の一つとして、三田小学校区では、地域住民による「子ども見守り隊」が組織され、自治会役員等が中心となって登下校の指導・見守り活動を実施しております。 しかしながら、安心・安全をさらに確保していくためには、地域全体による支援体制の充実と活性化が不可欠です。 そのためには、特に地域の高齢者の皆様に御協力をいただき、小・中学校の登下校時における交差点などでの声掛けや交通ルール・マナーの指導はもとより、不審者等に対する注意喚起やパトロールなど、地域をあげての取り組みが必要であると思ひます。 隣の睦合南地区はかなり盛んに取り組んでいるようですが、どのように進めているのでしょうか。</p> <p>(2) 中三田第2自治会 通学路の横断歩道の中に塗装が薄くなっているところがあるので、対応をお願いします。</p>	<p>道路 交通関連</p>	<p>(1) 市長 子どもたちの見守り活動など、この地区はとても積極的であり活発な活動をいただいていることにお礼を申し上げます。 また、交通安全も同様に取り組んでもらっており、セーフコミュニティ(SC)とインターナショナルセーフスクール(ISS)に対する皆様の思いが表れているものと思ひます。</p> <p>(1) 危機管理部長 市内の見守り活動としては、「愛の目運動」と「かけ込みポイント」があります。市内全体では、「安心・安全なまち会議」を主体に動いています。見守り活動には決まりはなく、登下校の時間にちょっと家の前に出てもらうだけでも構いません。花を植えたり、地域での取組は様々です。普段の活動を見守りに重ねることでもいいと思ひます。 なお、睦合南地区では、清水小のISSの関係があり、「すこやかネットワーク」という組織を設け、PTAと学校、地域が一体となって活動しています。ISSの活動は睦合東中でも取組を始めています。 高齢者への協力については、以前から市の老人会連合会に依頼しており、体制作りまでは行っていませんが、時間があるときに参加してもらうようお願いしています。見守り活動は、人が外で目を光らせることが大事です。地域の方が一緒になって進めてもらいたいと思ひます。</p> <p>(1) 市長 時間があるときに、自分の家の前で立つてもらっても地域の見守りになるので、いきなり難しいことをするのではなく、簡単なことから始めるのも一つの方法です。</p> <p>(2) 学校教育部長 横断歩道については、場所を確認し、警察に対応をお願いします。</p> <p>(2) 市長 横断歩道やセンターラインなど道路交通法に関係あるものについては、県公安委員会の所管であり、市で線を引くことができません。皆様からいただいた情報はすぐに警察に伝えているのですが、補修箇所が多いため、すぐに対応してもらえない状況にあることは御理解ください。</p>	<p>学校教育課 横断歩道の塗装について、平成27年8月4日、厚木警察署へ再表示の依頼をしておりますが、緊急のものや、順番等があるため時間を要するとのことです。</p> <p>くらし交通安全課 小中学校の子供達の登下校中のあいさつや声かけを行っていただく「愛の目運動」については、自治会やPTAの方々に御協力をいただき、子どもたちの見守り活動として、推進しております。 また、子どもたちの登下校中や遊んでいるとき等に不審者に遭遇した場合に緊急避難場所として駆け込むことができる「かけこみポイント」についても登録の推進を図っております。</p>

平成27年度 睦合西地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年7月22日(水)実施

テーマ1：健康増進・地域交流の場の整備

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 及川第2自治会 昨年のフリートークのテーマとさせていただきます睦合南ふれあい公園や隣接する河川区域の有効活用につきましては、「緑の基本計画において、一帯を(仮称)睦合水辺運動公園として、グラウンド・ゴルフにも利用できる多目的スペースも確保するなどの方向で整備する計画があり、平成27年度には、緑の基本計画の見直しに着手する」との説明をいただいております。 しかしながら、大規模な計画のため相当な時間を要すると思います。現時点での、緑の基本計画の見直しの方向性と今後の計画進行の概要について教えてください。</p> <p>(2) 林第2自治会 睦合南ふれあい公園は、市制50周年のときに整備されました。当初は地域でも利用していましたが、立地が悪いため、利用されなくなりました。人が集まらなくなれば、不法投棄やホームレス等の問題が発生しますので、多目的広場として整備することはできますか。</p>	<p>河川整備 関連</p>	<p>(1) 市長 緑の基本計画の基本的な考え方としまして、「あつぎ元気プラン」第2期基本計画との整合を図る観点で見直しを行い、さらに20年後を見越した場合、人口減少期に転じることが予想されるため、将来の人口推計を踏まえた都市公園の適正な配置や緑地の確保目標水準の設定を考えております。 中でも、睦合南ふれあい公園周辺については、現行の計画の中で(仮称)睦合水辺運動公園として位置付けていますが、運動公園の整備には、面積15haが必要なことや、周辺環境の変化もあることから、市民の皆さんが水辺と触れ合える公園として位置づけを変更してまいりたいと考えております。 今後の予定としましては「都市緑地法」に基づき、緑地の保全及び緑化推進のための施策に関する事項や、「睦合南ふれあい公園」周辺エリアを含めた都市公園の整備方針などを計画に盛り込んだ形で本年度中に素案を作成し、市民の皆様から御意見をいただいた上で、平成29年度から新たな計画としてスタートしてまいります。</p> <p>(2) 市長 多目的広場として整備するためには、地権者との調整、現場で耕作している方への対応などの環境整備を行う必要があります。</p> <p>(2) 政策部長 河川みどり部が窓口となりますので、自治会の皆様と協議しながら環境整備より一層を進めていきたいと思っております。</p>	<p>公園緑地課 緑の基本計画の見直しについては、本年度中に素案を策定すべく、庁内に横断的な検討組織を立ち上げ、緑を豊かにする審議会とともに意見をいただきながら検討しており、平成29年度から新たな計画としてスタートできるよう事業進捗を図ってまいります。 また、睦合南ふれあい公園周辺の河川区域を含む環境整備については、8月25日に開催された睦合西地区自治会連絡協議会8月定例会に出席し、環境整備に向けた今後の進め方や事業手法、これに伴う課題について協議を行いました。今後も継続して地元自治会等とも、協議を重ねながら検討してまいります。</p> <p>河川ふれあい課 睦合南ふれあい公園周辺の河川区域を含む環境整備については、8月25日に開催された睦合西地区自治会連絡協議会8月定例会に出席し、環境整備に向けた今後の進め方や事業手法、これに伴う課題について協議を行いました。今後も継続して地元自治会等とも、協議を重ねながら検討してまいります。</p>

平成27年度 睦合西地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年7月22日(水)実施

テーマ2：市民に直接働きかける福祉事業の実施

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 林第2自治会 自治会では、日頃の活動を通じ、地域社会の高齢化・核家族化を痛切に感じており、強い危機感を抱いております。福祉・介護の必要な方に対する施策の充実はもとより、今後は、元気な方がいつまでも元気でいきいきと生活できる社会を実現し、健康寿命を延ばしていくことが、重要であると考えます。 その対策として、市の職員や市が雇用する医療・介護の経験者で、訪問業務が専門の(仮)福祉アドバイザーの地区市民センターへの配置を提案いたします。このことは、一定年齢以上の健康な方の自宅を定期的に訪問し、直接面談することで、その方(世帯)の生活状況を把握し、同時に市や地域包括支援センター、自治会等が実施している健康教室等への積極的な参加を促すことができます。 また、現在も、地区市民センター等を使用し、様々な健康教室等が実施されていることは承知しておりますが、市民の自主的な参加を待つ健康増進施策ではなく、新たな参加者を増やす取組として、訪問活動による積極的な声掛けは、とても効果的と考えます。 (仮)福祉アドバイザーを地区市民センターごとに配置できることが理想ですが、事業実施に向け、モデルケースが必要であれば、当地区として、積極的に協力をさせていただきます。最後に、(仮)福祉アドバイザーの配置は、自治会や民生委員・児童委員と連携することにより災害時の要援護者の把握においても、必ず有益であると確信するとともに、本施策を実施することにより、さらなる福祉施策の充実の実現が図れると考えます。御検討をお願いいたします。</p> <p>(2) 林第4自治会 講座を実施しても人が集まらなければ意味がないので、自治会も協力させていただきます。</p>	<p>福祉 医療 健康</p>	<p>(1) 市長 健康寿命を延ばすということは、高齢者が楽しい人生を送れるだけでなく、介護を受ける人が少なくなるので、介護保険の支出も減少し、財政の健全化につながることから、少子高齢化が進む現代社会において、大変重要な課題であると認識しております。 日本人女性の平均寿命は約86歳で、健康寿命は約74歳とされています。つまり、12年間は入院したり、介護が必要な状況になってしまうということです。そのためにも、市では健康寿命を延ばすための介護予防を始め、介護が必要になってしまった場合の支援などに取り組んでいます。</p> <p>(1) 市民健康部長 本市では現在、健康寿命の延伸を含む、健康・食育増進を図るための「健康食育あつぎプラン」の推進に力を入れています。 具体的な事業として、モデル地区を設定し月に1回、公民館を拠点に健康・栄養相談を実施する「まちの保健室」を開催しています。現在は、玉川、荻野、相川、依知南の4地区で実施しておりますが、本年度秋から、睦合西地区と緑ヶ丘地区にも拡大していく予定です。 また、今年の6月から、20歳以上の方を対象に「あゆコロちゃんGENKIポイント」事業を始めました。検診等の受診や健康増進に関する活動をした方にポイントを付与し、貯めたポイントで特典の抽選に応募できるもので、楽しみながら健康づくりを習慣化していただくことを目的に実施しております。</p> <p>(1) 福祉部長 (仮称)福祉アドバイザーの配置についてですが、「一定年齢以上の健康な方」については、できるだけ自ら健康教室等に参加いただくよう促しております。 現在、市では「支援が必要な高齢者」を対象に、各種福祉サービスを提供しております。また、地域における福祉の拠点として市内8カ所に「地域包括支援センター」を設置し、心身の健康維持や保健・医療の向上、福祉増進を目的に福祉・介護の相談や支援を行っております。 まずは地域包括支援センターを市民の皆様に分かりやすく、より身近な相談窓口となるよう取り組むことが必要と考えており、市民の皆様が直接働きかけができる体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>(2) 市長 「あゆコロちゃんGENKIポイント」は、楽しんでいただくだけでなく、各種講座の受講者を増やすことにも効果があると認識しています。</p>	<p>健康医療課 健康食育あつぎプラン推進モデル地区につきましては、平成27年10月から新たに睦合西地区及び緑ヶ丘地区をモデル地区に設定し、「まちの保健室」等の事業を実施しています。(8月18日、自治会連絡協議会理事会で報告済) あゆコロちゃんGENKIポイント事業につきましては、平成28年2月15日まで実施期間がありますので、引き続き、多くの市民の方に参加していただけるよう、様々な機会を活用し周知を図ります。また、厚木医師会、厚木歯科医師会、厚木市農業協同組合、各地域包括支援センター等の事業と連携することにより、参加者の増加及び各種健診等の受診率向上に努めます。</p> <p>健康長寿課 医療、介護、生活支援連携のための地域包括ケアシステム構築に向けて、厚木市医療福祉検討会や厚愛地区医療介護連携会議等を開催しております。</p>

平成27年度 睦合西地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年7月22日(水)実施

テーマ3：超高齢社会に対応するための福祉施策について

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 林第2自治会 高齢者の人口は増加の一途で、今後も高齢化率の上昇が見込まれ、介護等が必要になる高齢者も間違いなく増加する見込みです。 過日、報道された新聞記事では、東京圏の高齢者の急増により、医療・介護面での対応が困難となるため、地方へ移住をとの意見がありました。 厚木市では、医療・介護の施策を積極的に実施されていますが、今後の医療や介護における施設整備において、必要と思われる施設数とその確保に向け、具体的にどのように計画されているのかをお尋ねし、今後の福祉施策について意見交換をさせていただきます。</p> <p>(2) 林第2自治会 介護を必要とする方が増えれば、介護保険料が増えていくのであれば、健康寿命を伸ばし、介護を必要とする期間を短くすることは大きなことだと思います。</p>	<p>福祉 医療 健康</p>	<p>(1) 市長 自治会長の見られた記事は、日本創生会議の提言のことだと思います。 提言によりますと、首都圏では医療介護サービスが不足することから、医療介護サービスに余力のある地方への移住を促す内容です。 市では、移住することなく対応できる環境を作ることが大切であると考えます。</p> <p>(1) 福祉部長 介護施設の整備については、厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）において、平成27年度から29年度までの3か年における整備数を定めています。 この計画では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、特別養護老人ホーム100床、介護老人保健施設87床の整備を予定しています。 平成27年4月1日現在の特別養護老人ホームの待機者は約1,250人ですが、複数の施設に申込みをされている方もいられますので、待機者の実数は500人余りとなります。 このうち、申込み時点で入院されていたり、老人保健施設等に入所されている方が半数近くになりますので、在宅で待機されている方は280人程度となります。 また本年4月には、制度改正により、特別養護老人ホームの入所については、原則として要介護3以上の方となりました。 現在、在宅でのサービスを利用し、入所待機をされている方約280人のうち、要介護3以上の方は、約180人となっています。</p> <p>また、高齢者の多様化するニーズに対応するため、サービス付き高齢者向け住宅やグループホームなどの多様な住まいを計画的に整備しています。 なお、本市は福祉充実のまちづくりに重点を置いており、医療、福祉、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する全国に誇れる地域包括ケア社会の実現を目指しています。</p> <p>(2) 市長 また、厚木市内の施設に他市の方が入所しているケースも多いです。国の考えとしては、施設入所よりも在宅での生活援助へと方針が変わってきています。 なお、介護施設については、介護保険で運営されているため、市内に介護施設が増えれば、皆様に負担していただく介護保険料が増えてしまうという状況です。</p>	<p>健康長寿課 介護施設の整備については、厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）に基づき、平成27年度から平成29年度までの3か年での着実な整備を推進するため、本年度、整備事業者を公募しております。</p> <p>介護保険課 介護保険事業計画に基づき、公募の実施などにより、グループホームの整備に努めております。</p>

平成27年度 荻野地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年9月4日(金)実施

テーマ1：後世に残す自然について

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 北部自治会 上荻野地区は、自然豊かな緑の多い地区で、宝石の原石のような地区です。自然と共生する住環境を後世に残すためには、行政と住民が連携を取り、夢と希望を活かした行動計画を立て、実行していくべきと考えます。 例えば、山は杉林が多く荒れているので、計画的に杉を伐採し、河津桜や紅葉などを代わりに植林する。耕作放棄農地が増えているので、耕作放棄農地の有効利用の一つとして、高齢者の小規模農業従事者にブルーベリー、ニンニク、ショウガなど有機栽培し、荻野の特産品を作ってみたらどうでしょうか。</p> <p>(2) 鷲尾1丁目自治会 先ほど、北部自治会で、荻野の特産品を作るといった提案がでしたが、商品の販路を確保する必要があります。 販路確保のために、「道の駅」を設置したらどうでしょうか。</p> <p>(3) 北部自治会 荻野地区の未来を計画する際、若い人たちの意見を吸い上げる必要があると思います。 農業従事者の高齢化が進んでおり、今後、農業従事者の確保が難しくなるので、農地の集約や法人化等を考える必要があると思います。</p> <p>(4) 泉自治会 県では、水源の森林づくり事業を実施し、水源の確保に取り組んでいますが、山林は個人の所有が多いため、土地の所有者の同意がなければ事業を進めることができません。所有者の方に山にある資源の活用について、意識をもってもらいたければ森林の再生につながりません。</p> <p>(5) 田尻自治会 森林再生で一番問題なのは、木が資源として活用されないのが原因だと思います。資源としての価値がなければ、木を切る必要がなく、山が荒れてしまいます。木のチップ化、燃料化を考える必要があると思います。 また、山が荒れた結果、山に食料がなくなり、野生動物が人里に降り、獣害が発生しています。</p> <p>(6) 久保自治会 これからの農業は、農地をまとめ、機械化を進めていく必要があると思うので、支援センターを中心に農地の集約化を進めていただけるとありがたいです。</p>	<p>環境関連</p>	<p>(1)(2) 市長 本市の森林面積は、約2,650haあり、市内の面積の約三分の一を占めています。 平成19年に市長になりましたが、その際、自治会長の皆様から獣害被害対策と森林の再生について、たくさんの意見をいただきました。 獣害被害対策については、獣害防護柵等の様々な対策を取らせていただき、森林の再生については、平成23年に「元気な森づくり整備計画」を策定し、平成26年度に荻野地区では、1,700万円をかけて、枝打ちと除間伐を実施しました。現在、新たな「元気な森づくり整備計画」を検討していますので、今回いただいた杉対策、桜やもみじの植林等についても、皆様の意見を伺いながら計画を策定できればと考えています。 荻野地区の特産品を作るために、有機栽培に力を入れていただくの御提案ですが、新たな取組として非常に良いアイデアだと思います。 生産だけでなく、その販路として道の駅をとのことで、だれがどのように経営するのかを考えなければなりません。現実として、お客さんが来なければ成り立ちません。現在、コンビニエンスストアが増えており、災害時の受け皿として、協定を結んでいます。 「道の駅」の機能には、「休息機能」「情報発信機能」「地域連携機能」といった三つの機能が必要であり、現状、既存のコンビニエンスストアやファミリーレストラン等で、その機能が果たされています。販路としても、JAあつぎの直売所との競争を避けなければなりません。こうしたことから、県内に道の駅はほとんどありません。一つの案としては良いことと思いますが、現実的には課題があります。</p> <p>(3) 市長 後世に残していくためには、若い人たちの声を聞く必要があるとともに住んでいる人たちの声を聞くのが大事と考えます。 市内には52haの遊休農地があり、その内、荻野地区には16.5haあります。遊休農地を減らすには、農業従事者を増やす必要がありますが、そのためには収入を増やす必要があります。市では農業支援のため、平成26年4月、厚木市都市農業支援センターを開設しました。昨年1年間で、458件の相談を受けており、そのうちの70%が農作業の委託や農地の維持・借り手を探す内容であり、農業の継続が困難な状況を示しています。支援センターでは、国の補助金を活用し、厚木市、厚木市農業委員会、JAあつぎが連携し、農業機械のレンタル制度等農業従事者への支援を行っています。</p> <p>(4) 環境農政部長 御指摘いただいたとおり、所有者の同意が得られなければ事業に取り組むことができないので、所有者の方に理解を求めていきたいと思えます。</p> <p>(5) 環境農政部長 山の再生のために、間伐・伐採を行っていますが、その際、切った木材を山から出すのにお金が掛かるため、活用できておりません。 現在、七沢地区ではバイオマス燃料を熱源として活用できないか研究しております。 御提案のとおり山を再生するのが獣害対策として一番良いと思えますので、時間はかかりますが対策を進めていきたいと思えます。</p> <p>(6) 環境農政部長 農地を集約するのは、国が進めている政策であり、土地所有者の意向がまとまれば実現可能だと思いますが、都市支援センターでの相談を受ける中では、農地拡大を考える方は少ないようです。</p>	<p>農業政策課 平成27年度から耕作放棄地の再生利用を本格的にスタートし、上荻野地区については、約60アールの耕作放棄地を復元し、大豆や小麦の栽培を行うとともに、特産品として出荷できるよう、加工も視野に入れ、販路を検討しております。 農業従事者の確保につきましては、都市農業支援センターと連携し、青年就農給付金や新規就農支度金による支援を始め、農地の紹介、農業機械の貸出し、販路の紹介などにより、新規就農者の農業定着を図っておりますが、より効率的な農業経営を実現させるため、農地の集約につながる空き農地の把握に努めてまいります。 森林整備は、林業だけではなく、水源かん養をはじめとする公益的機能の高い森林づくりとして、良質な水の安定的確保のためにも必要であることを理解していただくよう、継続的にPRを行ってまいります。また、神奈川県と協力し、森林整備メニューのPRも行っています。 平成24年度より森林(民有林)から発生した間伐材を集材し、市場等へ運搬する経費に対する助成(間伐材等搬出促進事業補助金)を行っております。 農地の集約化については、都市農業支援センターと連携し、意欲のある方へ農地を集約できるよう、空き農地の把握に努めるとともに、農業機械の利用を促進し、効率的な農業経営を推進してまいります。</p>

平成27年度 荻野地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年9月4日(金)実施

テーマ2：空き家対策について

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 峰柄沢自治会 昨今の少子高齢化や核家族化に伴う人口減少の状況は、荻野地区においても、空き家問題を引き起こし、適切に管理されていない空き家や所有者がはっきりしない空き家が増加しており、防災、防犯、景観など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしております。 今回の空き家対策特別措置法は、周辺の住居環境に影響を与える危険な空き家について、所有者の特定や強制撤去など、市に強い権限が与えられていると聞いておりますが、どのような内容でしょうか。 私の地区には、空き家が6件あり心配しております。 地域におきまして「空き家」の「見守り活動」などが必要と考えられると思います。地区住民としてどこまで対策が講じられるかお聞きします。</p> <p>(2) 荒井自治会 空き家問題があり、所有者と話し合いをするため、公民館に所有者の確認をお願いしたところ、個人情報のため、教えることはできないと言われました。調べ方を確認したところ、法務局で調べよう言われましたが、費用、時間が掛かります。良い方法はないでしょうか。</p> <p>(3) 本郷自治会 私の地区にも空き家がありましたが、住宅課に相談したところ、住宅課が所有者と連絡を取り、所有者が空き家の清掃を行い問題が解決しました。 今回は、所有者が対応してくれましたが、所有者がお金を出したくないなど管理を拒否する場合はどうするのですか。</p> <p>(4) 子中自治会 今回の空き家問題とは違う話になりますが、荻野地区にある空き家の中には、歴史的価値のある建物がありますので、観光資源として活用できないでしょうか。</p>	<p>まちづくり 関連</p>	<p>(1) 市長 空き家は所有権で保護されているため、所有者と交渉を行う必要がありますが、いろいろな事情があり、所有者と簡単に会うことができないという問題があります。 空き家対策としては、所有者を探して、対応してもらうのが基本となります。 空き家対策特別措置法により、代執行等の手続きがとれるようになりましたが、それは最終的な手段であり、簡単にできることではありません。 空き家の状況ですが、平成26年度末時点で、139軒の空き家があり、その中で火災予防上問題のある43軒については、所有者に指導を行いました。 また、先ほどの43軒と重複するものもありますが、67軒の空き家に、所有者への指導、定期パトロールを実施しています。 空き家になるということはいろいろな事情がありますので、それらの問題に介入していかなければ解決できません。</p> <p>(2) まちづくり計画部長 特別措置法の制定により、所有者を市で調べることができるようになりました。自治会長には情報をお伝えすることができないため、所有者との話し合いも市で行いますので、住宅課まで御相談ください。</p> <p>(2) 市長 御相談いただいたとき、適切な案内ができず、御迷惑をお掛けしました。 地区市民センターに御相談いただければ、担当課と連絡を取りますので、今後も、地域でお困りのことがありましたら、地区市民センターに御相談ください。</p> <p>(3) まちづくり計画部長 管理不全となった特定空家の場合ですが、特別措置法により代執行ができるようになりましたので、対応することは可能ですが、できるだけ所有者の方と話し合いを持つことで解決につなげたいと考えています。 なお、空き家問題も初期段階であれば、解決しやすいので、自治会長の皆様から空き家について、市へ情報提供をお願いします。</p> <p>(4) まちづくり計画部長 歴史のある建物については、担当部署に情報提供させていただきます。</p>	<p>住宅課 荻野地区内のパトロールを実施し、空家の現状把握に努めるとともに、自治会長と今後も空家対策の進捗状況について、緊密に情報交換を行うこととしました。 また、空家に関する啓発ポスターを作成し、荻野公民館に掲示をしております。</p> <p>文化財保護課 歴史的価値のある建物に関する制度として、文化庁では50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得た文化財の保存と活用を図るため、登録有形文化財という制度を設けております。さらに歴史的に重要であり保存が必要な建造物に対しては、市指定文化財として市が指定し、保護・保存する制度があります。本市では現在、市指定文化財が1軒、国の登録文化財が1軒となっております。</p>

テーマ3：富士山噴火に備える

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1)久保自治会 いつ富士山が噴火するか分かりませんが、直近では300年前に噴火しています。 記録によると、火山灰が30cm積もり、火山灰を川に捨てたところ、川底が上がり、洪水が起きたとの記録があります。 火山灰は雪と違い、水分を含むと重くなり処分が難しくなります。また、昼でも空が真っ暗になります。 箱根の噴火騒ぎを見ると富士山もいつ噴火するか分かりません。 事前に火山灰に対する知識がないと混乱すると思うので、火山対策を検討してはいかがでしょうか。</p> <p>(2)新宿自治会 地域防災計画の見直しですが、当初、今年の8月に計画が完成すると聞いていたのですが、いつ完成する予定ですか。 命にかかわることなので早く完成させてください。</p>	<p>防災関連</p>	<p>(1) 市長 現在、市では地域防災計画の見直しを進めており、火山対策についても、位置づけを進めてまいります。</p> <p>(1) 危機管理部長 現在、富士山の火山活動が活発化する兆候は見られませんが、大規模な噴火が発生した場合、被害が大きくなることが予想されます。 神奈川県、静岡県、山梨県等で構成される富士山火災防災対策協議会からの発表によりますと、降灰予測については、西南西の風が吹いた場合、本市南部の1/2が30cm以上、北部の1/2が30cm未満、積もるという予測です。降灰後の土石流については、降灰堆積深が10cm以上の場合、発生するおそれがあるという予測です。また、小さな噴石(1~5cm)については、市全域が影響想定範囲と考えられます。 灰は除去することが必要です。雨などの水がかかれば固まりますので、市の対応を待つことはできません。皆様にそれぞれやってもらうしかありません。装備も灰についてはこれから対応するとことです。</p> <p>(2) 危機管理 地域防災計画を策定するに当たり、広く市民の皆様の意見を参考にするため、7月1日から31日までの間、パブリックコメントを実施しました。 現在、予定より遅れましたが、パブリックコメントの取りまとめを行っており、10月の会議で決定し、11月から各地区に説明に伺う予定です。遅れてしまい申し訳ありません。</p>	<p>危機管理課 火山灰の除去については、地域の皆様の力に頼るところが大きいものと考えているところでありますので、除去作業に伴う防塵マスク及びゴーグルを各指定避難所防災備蓄倉庫に配備できるよう、平成28年度予算に計上しております。 また、地域防災計画の見直しにつきましては、平成27年10月の防災会議を経て、11月から各地区で防災セミナーを開催し、説明いたしました。</p>

平成27年度 小鮎地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年8月27日(木)実施

テーマ1：パトロールについて

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 台自治会 現在、全国的に不審者による犯罪が多発し、新聞等でもよく報道されています。そうした中、青色回転灯を設置した車が小鮎の地域内をパトロールし、安心安全の一端を担っていただいております。地域内でも色々なかたちでパトロールを実施しておりますが、そのパトロールが外にアピールできないと効果は薄いと聞いております。</p> <p>また、本厚木駅周辺と違い、歩いて地域内を回るのも大変な労力となってきている地域もあります。</p> <p>自治会といたしましては、青色回転灯を搭載したパトロールカーの導入を検討しておりますが、制度の概要、導入する際に必要な手続きを教えてください。</p> <p>(2) 台自治会 一つの車を複数の人で利用できるということでもよろしいでしょうか。</p> <p>また、スピーカーを使用する際は手続きが必要ですか。</p> <p>(3) 台自治会 地区内に人通りが少なく、不法投棄が多い危険な場所がありました。</p> <p>5年程前、青少年育成会で定期的にパトロールを実施したところ、今では不法投棄もない安全な場所になりました。</p> <p>私の地区は、坂が多いため、パトロールカーがあれば、効率的にパトロールが実施できます。</p>	<p>防犯関連</p>	<p>(1) 市長 パトロールなどの活動が、人々の目に触れられることが犯罪の抑止力となります。</p> <p>現在、市内には、青色回転灯を搭載したパトロールカーが89台あります。</p> <p>青色回転灯を付けるには、県公安委員会に手続きを行い、許可をもらう必要があります。</p> <p>(1) 危機管理部長 以前は、普通車に青色回転灯を付けることは禁止されていました。しかしながら、青色回転灯を搭載した自動車でもパトロールを行うことは、皆様に安心感を与え、防犯意識の向上に寄与し、犯罪を企てる者に対する抑止効果もあることから、平成16年に道路運送車両の保安基準が法改正されました。</p> <p>自主防犯パトロールを行うことを目的とし、事前に県公安委員会に申請を行い、車検証にその旨を記載した車両については、青色回転灯の搭載ができるようになりました。</p> <p>また、青色回転灯を点灯してパトロールを実施する場合は、県公安委員会が実施する青色回転灯搭載車パトロール実施者講習会を受講していただき、パトロール実施者証を取得していただく必要があります。</p> <p>なお、市では、安心安全のまち会議を經由し、パトロール車両のガソリン代等を補助しております。</p> <p>(2) 危機管理部長 パトロールカーについては、パトロール実施者証を取得している方であれば利用していただいても問題ありません。</p> <p>ただし、パトロール中の事故に対し、所有者以外の方も補償対象になる保険に加入するなどの対応が必要です。</p> <p>スピーカーについては、使う場所によって、県公安委員会に申請を行う必要がありますので、くらし交通安全課に御相談ください。</p> <p>(3) 危機管理部長 是非、自治会で青色回転灯を搭載したパトロールカーを導入していただければと思います。</p> <p>犯罪を防ぐためには、地域の皆様の協力が必要です。導入に際して分からないことがありましたら、くらし交通安全課に御相談ください。</p> <p>(3) 市長 前向きな御提案をいただきありがとうございます。市としても導入できるよう支援させていただきますので、分からないことがありましたらくらし交通安全課に御相談ください。</p>	<p>くらし交通安全課 青色回転灯を搭載したパトロール車の導入手続きや実際の運用方法について御不明な点がございましたら、御相談ください。</p> <p>また、青色回転灯を搭載したパトロールカー1台当たり、3万円を上限とした補助を行っておりますので、御活用していただければと思います。</p>

平成27年度 小鮎地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年8月27日(木)実施

テーマ2：高齢者と子供達が一緒に体操し地域のふれあいを図る

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 白山自治会 今、健康について関心が高まっており、厚木市でも様々な健康保持や増進の取組みがされています。地区内でも以前は、夏休みになるとラジオ体操が日課で子どもたちの元気な声が聞かれました。ところが少子化が進んだ影響でしょうか、子ども会も休止となり、見かけなくなりました。神奈川県でもこの現象に気づき、昨年度はラジオ体操に関するアンケートを実施しました。今年7月には県のたよりでラジオ体操を推奨する取り組みを掲載しています。</p> <p>厚木市では、あゆこちゃん体操を推奨していますが、あゆこちゃん体操ができた目的などお話しただけでないでしょうか。</p> <p>(2) 白山自治会 あゆこちゃん体操は、テンポも速く難しいとの声を聞きます。また、定期的実施するなど、市ではどのように普及を考えていますか。</p> <p>(3) 白山自治会 あゆこちゃん体操をする際、幅広い年齢層で実施することにより、地域に新たな絆ができ、周辺住人も顔を覚えることができ、交流が深まると思います。</p> <p>(3) 宮の里中央自治会 わたしの地区では、児童を対象に、夏休み最後の1週間だけラジオ体操を実施しています。老人会も一緒に参加し地域の交流を図っています。</p>	<p>福祉 医療 健康</p>	<p>市長(1) 昔は子どもが多かったこともあり、夏休みの早朝にラジオ体操をする光景をよく見かけましたが、最近は減ってきたように感じます。 あゆこちゃん体操ですが、平成2年に制作された「あつぎ市民健康体操」が20年以上経過していることから、その内容を見直し、神奈川工科大学の先生を中心に制作しました。現代の課題であるメタボリックシンドロームや、若年層の体力低下などを解決する内容も含まれており、昨年10月に完成しました。そのためあゆこちゃん体操は、少しテンポが早くできていますが、公民館にもCDなどが置いてありますので、会議の前などに実践いただければと思います。これからも、この体操の普及に力を入れてまいります。</p> <p>市民健康部次長(1) これまでの「あつぎ市民健康体操」は、体のほぐしや肩こり解消、腰痛予防を目的に作成されましたが、あゆこちゃん体操はさらに、子どもの体力強化と高齢者の転倒防止などを含めた目的で制作しております。神奈川工科大学の高橋 勝美(かつみ)教授を委員長とした「新あつぎ市民健康体操づくり委員会」が中心となり、体育振興会連絡協議会や私立幼稚園協会、老人クラブ連合会など多くの団体に御協力をいただき、昨年10月に市制60周年に合わせて制作発表を行いました。 特徴としては、テンポが早めで、左右非対称の動きが盛り込まれており、筋力アップと平衡感覚の強化、認知症予防などいろいろな効果が期待できます。 なお、県のラジオ体操は、健康増進と地域交流を目的としているものですが、あゆこちゃん体操の目的も同じです。</p> <p>市民健康部次長(2) 市では、出前講座を始め、児童クラブや児童館、JAあつぎなどの地域のイベントなどに参加し、定期的に体操を実施していただけるよう普及に努めています。 また、公民館まつり等地域のイベントでは、皆様のお力をお借りし、あつぎ市民健康体操普及員さんによる講習も開催していただいております。 「あゆこちゃん体操」については、DVD・CDの配布や貸出をしておりますが、9月には、さらに内容を分かりやすく見直してまいりますので、御希望される場合は、健康づくり課まで御相談ください。</p> <p>市長(2) 過日の盆踊り大会でも、やぐらを利用して、あつぎ市民健康体操普及員さんが、あゆこちゃん体操の講習を行っているのを目にしました。とても時間をかけて、丁寧に教えていました。</p> <p>市長(3) 先日、小学校の校庭で、子ども会とあわせクラブと一緒にグラウンドゴルフをしていました。子どもに感想を聞くと「とても楽しい」と言っていました。皆さんが言われるとおり、何かを一緒にすることで、コミュニケーションが深まるものと考えます。そのためには、大人から呼びかけていくことが必要だと思います。</p>	<p>健康づくり課 市民健康次長の説明のとおりです。 なお、平成27年9月17日開催の自治会連絡協議会理事会で、生涯学習出前講座として、体操の指導を行っていることを御案内しました。</p>

平成27年度 小鮎地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年8月27日(木)実施

テーマ3：観光バス発着所の設置

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 宮の里東自治会 観光バスは、以前、本厚木駅南口の道路で待ち合わせをしていましたが、バス等の駐停車による周辺住民への影響や交通状況により禁止になり、バス会社は止むを得ず、集合場所を他の駅に変更しています。 このことは、市内の経済にも少なからず影響を与えており、ますます「県央の中心は厚木！」のイメージが薄れていきます。これからの厚木市のイメージアップのためにも駅前開発においては、本厚木駅周辺に観光バスの発着所の設置していただくようお願いしたいと思いますが、市はどのようにお考えでしょうか。</p> <p>(2) 宮の里東自治会 観光バスの発着所ができるのは、いつぐらいになるのでしょうか。</p> <p>(3) 宮の里東自治会 私はバスツアーを良く利用するので、早く完成するとうれしいです。 厚木バスセンター周辺を再開発するというのですが、内容を教えていただけませんか。</p> <p>(4) 宮の里中央自治会 本厚木駅南口も再開発を行うと聞いたのですが、内容を教えていただけませんか。</p>	<p>まちづくり 関連</p>	<p>(1) 市長 市としましては、観光バス等の発着場所が必要であるという認識は同じであり、解決すべき課題と捉えております。 本厚木駅周辺は、観光バスだけでなく、企業の送迎バスも多く集まります。これまでは道路上で乗り降りしていましたが、朝の通勤ラッシュ時に近隣に悪影響がでることから禁止になりました。 そのため、駅の周辺で民有地を借りる交渉を以前から続けておりますが、なかなか了解が得られない状況です。 市としては、この課題をまちづくりの視点で対処していこうと考えています。 市では現在、厚木バスセンターを含む周辺エリア（中町第2 2地区周辺）の整備事業を進めており、その整備方針の中で「まちの利便性が高まる大型バススペース」の整備を考えております。</p> <p>(1) 市街地整備部長 以前は、本厚木駅南口から観光バスが出ていましたが、スペースが利用できなくなったことから、一時期は観光バスが減りました。 しかしながら現在は、厚木から乗車したいというお客さんが多いこともあり、ある程度の観光バスが戻ってきている状況です。 観光バス等の発着所として考えている場所ですが、具体的には、平成27年3月に策定いたしました「厚木市公共施設最適化基本計画」において、同地区内にある保健センターを除却する予定としておりますので、その跡地に企業の送迎バスを含めた発着所などを整備する方向で、検討を進めております。 観光事業者に聞いたところ、観光バスの発着所としての条件は、「トイレ」があることと、旅行帰りに夕食等を買える「商業施設」が近くにあることだそうです。 現在、計画している場所は、「トイレ」も「商業施設」も近くにあるため、観光バスの発着所として、条件が整った場所と考えます。</p> <p>(2) 市街地整備部長 保健センターを平成29年に除却する予定ですので、その後に発着スペースを作ります。 現在の予定としては、平成30年度の完成を目指しております。</p> <p>(3) 市街地整備部長 現在、厚木バスセンター周辺にある、図書館及び子ども科学館が老朽化していることから、二つの施設の機能を核とした大人から子どもまでが利用できる複合施設を新設する方針であり、集客効果も期待できます。</p> <p>(4) 市街地整備部長 本厚木駅南口の再開発については、歩行者の利便性向上のためのペDESTリアンデッキを整備するとともに、南口へのアクセス向上のためのロータリーや、地下に駐輪場を整備するほか、ハピネスビルを除却し再開発ビルの建設などを進めていきます。 事業が進みましたら、随時、広報等を通じ、皆様に情報提供させていただきます。</p>	<p>中心市街地整備課 保健センターについては、平成29年度の除却に向け、平成28年度に解体設計を行います。</p> <p>本厚木駅南口再開発事務所 本厚木駅南口の再開発については、平成27年5月に第一種市街地再開発事業等の都市計画決定をいたしました。 引続き、市街地再開発組合による事業の実施に向け、支援してまいります。</p>

平成27年度 玉川地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年7月30日(木)実施

テーマ1：玉川小学校の今後について

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1)大沢・横畑・足ヶ久保自治会 玉川小学校は、明治26年に尋常高等玉川小学校として創立し、昭和11年に現在地に校舎を移転後、現在までに多くの卒業生を輩出し、地域の発展に貢献しております。 玉川地区の高齢化率は市内で2番目に高く、着実に少子高齢化が進む中、現在、玉川小学校の全校児童数は165人で、各学年とも1組とクラス替えができない少人数校であります。 しかしながら、児童たちは、豊かな自然環境に恵まれ、明るく元気にあいきつが出来て、高学年は低学年の面倒を見るなど、たいへん仲の良い環境で小学校生活を送っております。 児童を見守る学校、保護者や地域住民みんなの願いは、伝統ある玉川小学校が廃校や統廃合など無く、このまま見守っていきたいと考えておりますが、存続に向けた、今後の方策等があればお考えをお聞かせください。</p> <p>(2)大沢・横畑・足ヶ久保自治会 玉川地区が市街化調整区域であることが人口減少の要因の一つと考えますが、都市計画の見直しはありますか。</p> <p>(3)中沢・川久保自治会 玉川地区は伊勢原市と隣接していますが伊勢原市民が厚木市の小学校に通学することはできますか。</p>	<p>学校教育</p>	<p>(1) 市長 市内には、玉川小学校と同じ様に児童数が減っている小学校があります。こうした少人数校への方策として、市では現在、通学区域に関係なく特定の学校への選択を認める「小規模特認校制度」の導入を検討しています。</p> <p>(1) 学校教育部長 「小規模特認校制度」は、従来の通学区域は残したまま、通学区域に関係なく特定の学校への選択を認める制度で、今年4月にプロジェクト会議を発足し、平成28年度の小学校入学者からの実施に向け検討しているところです。 玉川小学校を小規模特認校として設置し、少人数ならではのきめ細かい指導や、地域と連携した教育活動の推進など、教育の充実を図ることで多くの就学希望者を募っていききたいと考えております。 制度の導入により、児童には、多様な考えに触れることで相互のコミュニケーション力を身に付けさせ、豊かな人間性を培うとともに、教育環境の充実を図ってまいります。 森の里地区には企業が多数あるため、企業に通勤している社員のお子さんを対象に制度の周知を図る予定です。 なお、他市の「小規模特認校制度」の事例ですが、児童が増えた学校、増えなかった学校などいろいろあるようです。</p> <p>(2) 市長 調整区域から市街化区域にするためには、区画整理を行う必要があります。 区画整理を行うためには地権者の皆様の協力が必要ですが、市街化調整区域を市街化区域に変更すると税金が上がるという面もあります。 また、市街化区域に変更するためには県や国との調整が必要ですので、具体的な計画を策定する必要があります。</p> <p>(2) まちづくり計画部長 市街化区域にするための権限は県にあります。現在、市街化編入は、人口増加のためではなく、主に産業用地を創出する際に認められている状況です。</p> <p>(2) 市長 森の里東区画整理事業が始まったところですが、これは内陸工業団地、尼寺工業団地の整備から約半世紀振りに行う事業です。 事業を行うためには県に許可をもらう必要がありますが、具体的な計画を策定するためには、地権者全員の同意も必要であり、ハードルが非常に高いものとなっています。</p> <p>(3) 教育長 市外からの通学は、いじめから児童を保護するためなど、特別な理由があれば可能です。</p>	<p>学校教育課 小規模特認校制度により、市内全域から玉川小学校への就学を認め、多くの就学希望者を受け入れることで、複数学級での児童相互のコミュニケーション力を身に付けるとともに、地域と連携した教育活動等、特色ある学校づくりを推進します。 なお、平成28年度の入学者から制度を導入するため、平成27年10月20日から平成28年1月19日までの期間で申請を受付したところ、9人の希望がありました。 また、特別な事情により他市の方が厚木市の学校へ就学を希望する場合、区域外就学承認要綱の要件により就学を認める場合があります。</p> <p>都市計画課 現在、玉川地区における都市計画の見直しはありませんが、人口減少の問題は、我が国の社会構造の変化がもたらす大きな課題であることから、庁内横断的な取組として議論を深めてまいります。</p>

平成27年度 玉川地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年7月30日(木)実施

テーマ2：小野地区の鳥獣被害対策について

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 岩田・町屋・竹の内自治会 玉川地区獣害防護柵は、七沢地区に9,647メートル設置され、農作物等の被害軽減に効果をあげておりますが、近年、小野地区の小町山周辺の畑や住宅にニホンザルやニホンジカが出没し、農作物被害及びヤマビルによる吸血被害等が報告されております。 本来、人と野生動物の棲み分けとして里山に設置する獣害防護柵（電気柵）であります。小野地区における有害獣による農作物等の被害状況の現状を調査し、小野地区の被害防止に効果的な獣害防護柵の設置について御検討いただきたいと思っております。</p> <p>(2) 中沢・川久保自治会 七沢地区では、シカやイノシシが出没していますが防護柵の効果で被害を防いでいます。サルについては、七沢地区での出没は減少しましたが、小野地区には近年頻繁に出没しています。小野地区にも防護柵を設置できないでしょうか。</p>	<p>環境関連</p>	<p>(1) 市長 獣害防護柵（電気柵）については、個人や地域での防護柵の設置では、部分的な被害防止策となるため、市では通学児童の安全確保や生活被害の防止など、様々な被害防止に効果がある広域的な防護柵を設置しております。 設置には、約4億円の予算を投じており、総延長約25Kmに及びます。 しかしながら、防護柵は、シカやイノシシには効果があっても、柵を飛び越えてしまうサルには効果がありません。 サルによる被害を減らすためには、サルを捕獲することが一番の解決策と考えますが、捕獲数が決められているため、県の許可が必要です。そのため市は県に対し、捕獲数の増加をお願いしている状況です。</p> <p>(1) 環境農政部長 玉川地区の皆様につきましては、日頃から防護柵の保守管理やヤマビル対策に御協力いただきありがとうございます。 玉川地区に出没するサルは煤ヶ谷群といわれるもので42頭います。昨年は8頭を個体数調整し、今年は23頭の捕獲許可をいただきました。 従前の県の計画は、サルの群れの安定的な存続を目的とするものでしたが、平成29年度以降は、環境省・農林水産省の方針として、人間に危害を加える群については、頭数を減らす計画にするとのことです。 市としては、サルの被害をなくすため、県に対し1頭でも多く捕獲できるようお願いしていきます。</p> <p>(2) 環境農政部長 防護柵設置は、途切れ途切れに設置しても意味がないため、全体を囲う形で設置する必要がありますが、小町山に設置するのは範囲が広く困難です。また、柵を設置することで、地域の皆様に維持管理をお願いすることになります。 しかしながら被害の原因はサルなので、捕獲が一番の対策だと考えております。捕獲できるまでの間、簡易防護柵の設置など、地域の皆様とともに対策を考えていきたいと思っております。</p> <p>(2) 副市長 県に対し、地域がどれだけ困っているかを伝え、サルを全部捕獲できるよう要請していきます。</p>	<p>農業政策課 平成27年度ニホンザルの個体数調整については、玉川地区を行動域とする煤ヶ谷群は個体数42頭に対して、計画数23頭となっており、現在、個体数調整を実施しております。 個人の防護柵（電気柵を含む）につきましては、JAあつぎを通じて野生獣における農作物被害を調査しております。その結果を踏まえ、地域の皆様とともに支援策等を研究してまいります。 平成27年7月14日に、霜島副市長と県環境農政局長との面談の実施や平成27年8月17日に開催された県央地域首長懇談会で、市長と知事との懇談において、平成29年度から始まる「第4次神奈川県ニホンザル管理計画」の策定の際に、本市の被害状況等の実情を御理解いただき、ニホンザルの全頭捕獲ができる計画となるよう要請しております。 なお、平成27年12月17日（木）に地元自治会長をはじめ、県・市・農協で野生鳥獣による被害が出ている小野地区（小町緑地付近）の農地を実際に歩き、被害状況及び現地実態状況を調査しました。</p>

平成27年度 玉川地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年7月30日(木)実施

テーマ3：多々良沢地区の災害時の避難経路について

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 門口・大竹自治会 多々良沢地区には、54世帯138人が居住されていますが、集落へ通じる道路が大竹地区側からの1本しかなく、万が一、大規模災害発生時に道路が寸断されれば、完全に孤立することが想定されます。 つきましては、山野地区側に、車両が通行出来るように道路を整備してはどうかと考えますが、御意見をお聞かせください。</p>	<p>道路・ 交通関連</p>	<p>(1) 市長 多々良沢地区に通じるメイン道路である「市道K-152号線」が寸断されたときの対策についての提案だと思います。 「市道K-152号線」が災害に耐えられるよう強化するのが一番と考えますので、法面部の崩壊防止のための間知ブロック積擁壁の整備を含めた拡幅整備(W=5.0m)を継続的に実施しております。この整備により、避難経路が確保できるものと考えております。 本年度については、拡幅整備に伴う家屋の建替えを実施しており、平成29年度の工事完成を目指して、災害時にも安心・安全に通行できる道路整備を進めています。 なお、山野地区側の道路は、伐採樹木や管理用資材を運搬するための林道であり、市道としての位置付けがなく、大半が民地であることから、路線として道路整備を行うことは難しい状況です。</p>	<p>道路整備課 平成27年度につきましては、道路拡幅整備に伴い家屋の建替を実施しており、関係地権者と調整を進めています。 事業費につきましては、平成28年度予算で要求してまいります。</p>

平成27年度 南毛利地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年8月12日(水)実施

テーマ1：防災減災対策のための住民組織と行政の連携について

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) エステスクエア自治会 阪神淡路大震災や東日本大震災などの未曾有の災害に加え、異常気象による豪雨災害や火山噴火が全国で発生しており、災害対策は喫緊の課題です。エステスクエア自治会では、2010年までは別組織であった自営消防隊と、自主防災隊を統合し、災害対策に力を入れております。これまで、自治会などの住民組織と行政は様々な災害対策を行ってきました。しかしながら、災害時の対策として具体的に双方がどれだけ関わって対応できているか、マニュアルだけでは不十分と感じています。また、災害時要介護を必要とする人たちの対応について市としてなにか考えをもっているのでしょうか。</p> <p>(2) 戸室小田急自治会 地域によって、実際に集中豪雨時の浸水等の被害が発生しています。特に戸室小田急住宅については、排水溝が詰まっているため、排水能力が低下しています。今後の排水溝や配管の清掃及び改修計画実施計画があれば教えていただきたいと思ひます。</p> <p>(3) 戸室小田急自治会 排水管の清掃対応ありがとうございます。私たちの地区だけではなく、他の地区でも同じようなことが起きているかもしれません。</p> <p>(4) 戸室小田急自治会 自治会では、震災時は近隣の公園に集合することになっているが、その後、避難場所とどう連携をとればいいのかよく分かりません。</p>	<p>防災関連</p>	<p>(1) 市長 自主的に防災に備えることは素晴らしいことです。東日本大震災では、近隣の住民の助け合いにより、多くの人命が救われたと聞いております。震災初期は、初期消火等、自助努力が重要です。行政は情報を集め、救援を必要としているところに支援に入ります。災害時の対応は、地域防災計画で定めるところですが、現在見直しを行なっており、皆さんの意見を伺いながら、本年度中に改定を終える予定です。</p> <p>(1) 危機管理部長 市職員は約1,600人います。平日の日中であればすぐに救援活動を始められますが、夜間や休日、大災害の時などは職員の集合も時間を要するため、震災初期の対応は公助よりも自助・共助がメインになります。災害からの復旧時は、公助がメインになると思ひます。各自主防災隊でマニュアルを作成していると思ひますが、現在のマニュアルが不十分と感じていられるようでしたら、市の職員を派遣し、新たなマニュアル作成の支援を行います。要介護支援者につきましては、国の災害対策基本法の改正により、行政が地域で支援を必要とする人の名簿を作成することになりました。個人情報保護の関係から、災害時以外は公表できませんが、本人からの同意が得られれば、事前に情報の提供ができますので、公表できる情報については、自治会、民生委員に提供していきます。</p> <p>(2) 市長 戸室地区の被害については把握しています。対策として、既存の排水溝の清掃、新たな排水管の設置、雨水を貯蓄する場所を設置することが考えられますが、まずは戸室小田急住宅の排水溝について、8月15日から清掃を行います。また、雨水の処理量向上のため、あらたな排水管の設置を考えております。</p> <p>(3) 河川みどり部長 下水の幹線が機能していても、末端の排水溝が機能していないため、雨水処理ができていない可能性は十分考えられます。市でも道路パトロールを行い対応をしているとことですが、パトロールで把握できていない所も考えられますので、自治会長の皆様から情報提供していただくとありがたいです。先ほど市長から説明がありましたが、雨水の処理能力向上のため、戸室から恩名に抜ける雨水管整備を現在検討しております。</p> <p>(4) 危機管理部長 震災時、近隣の公園に集合するとのことですが、これは一時(いつとき)避難場所といい、一時的に危険を回避するための場所であり、留まる場所ではありません。そこで安全が確認できれば、家に戻っていただき、危険であれば指定避難所に避難していただきます。</p>	<p>危機管理課 地域防災計画の見直しにつきましては、平成27年10月の防災会議を経て、11月から各地区で防災セミナーを開催し、説明いたしました。また、各自主防災隊のマニュアルの見直しに際しては、市職員を派遣するなどして、支援させていただきます。</p> <p>下水道施設課 雨水の処理能力向上のため、戸室から恩名に抜ける雨水管整備について、国の補助事業を活用する手続きを進めております。また、戸室小田急住宅の雨水が流れ込む厚南排水路(国道246号線歩道内)において、現在、国との共同調査により、水位計を設置し、浸水要因分析を進めております。</p> <p>道路維持課 自治会長と立会いを行い、平成27年度に戸室小田急団地内の側溝清掃L=235mを実施することとしました。平成27年9月15日現在で、約L=160mが実施済みであり、残りL=75mについても平成27年度中に実施してまいります。</p>

平成27年度 南毛利地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年8月12日(水)実施

テーマ2：市民協働による長寿社会の対応について

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 戸室小田急自治会 今後の長寿社会においては、認知症高齢者の増加が大きな課題になります。そこで、誰もが明るく元気に暮らし続けることができ、住み慣れた地域で助け合いができるシステムとして、医療や介護の専門家と行政、住民がスクラムを組んで、認知症予防の対策として初期集中支援チームを設置してはどうでしょうか。</p> <p>また、買い物難民が増えている地域もあることから、これらを包括した市民協働による長寿社会の対応について、行政の取り組みをお聞かせいただき、意見交換したいと考えております。</p> <p>(2) 毛利台自治連 毛利台団地は高齢化が進んでいます。高齢化が進めば介護の問題、買い物難民の問題が発生します。これらの問題を解決するには、毛利台団地に若者を呼び込むのが一番です。若者が毛利台団地から離れるのは、若者が働ける場所が近くにないからです。毛利台団地の問題を解決するためにも、企業誘致に力を入れてください。</p>	<p>福祉 医療 健康</p>	<p>(1) 市長 今回、認知症予防対策と買い物難民対策への御提案をいただきましたが、日本人女性の平均寿命は約86歳で、健康寿命は約74歳と言われています。つまり、12年間は入院したり、介護が必要な状況になってしまうということです。そのため、市では健康寿命を延ばすための介護予防を始め、介護が必要になってしまった場合の支援などに取り組んでいます。</p> <p>また、買い物支援については、いくつかの地区から同様の御意見をいただいております。取り組むべき課題と認識しております。対策としては、地域性に合わせた支援があると思いますので、皆さんの意見を聞きながら進めていきたいと思っております。</p> <p>すでに実施している事例もありますので、それぞれの担当部長から具体的な事業を説明します。</p> <p>(1) 福祉部長 認知症初期集中支援チームにつきましては、複数の専門職が認知症を疑われる方や認知症の方及びその家族を訪問し、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応支援をする役割を担い、認知症サポート医1名と医療職、介護職等専門職2名以上をチーム員として考えております。来年度の設置に向けて、現在、関係機関と取組を進めているところです。</p> <p>また、本市ホームページでは、認知症かどうか確認できるチェックリストを公開しています。今後、インターネットだけでなく、紙のチェックリストも作成しますので、地域の会議などで使用していただけるとありがたいです。他にも地域包括支援センターと連携し、認知症サポーター養成講座を実施しています。既に6,000人以上の方が受講されており、今後も講座を続けますので、地域での開講を希望される場合は、福祉部まで御相談ください。</p> <p>また、既に認知症となってしまった方への支援として、登録制の「はいかいSOSネットワーク」という警察、電車やバス等の交通機関、地域包括支援センターなどが協力し、徘徊し高齢者を発見する仕組みがあるほか、希望者には月額390円でGPS端末の貸与も行っております。</p> <p>(1) 産業振興部長 買い物支援につきましては、高齢者世帯が増える中、将来を見据えながらしっかり取り組むべき課題であると認識しております。最近では、民間事業者が宅配サービスや移動販売などを実施している状況ですが、市では、平成23年2月から、王子3丁目にある県営文郷山団地において、買い物支援と住民交流を目的とした「木曜マーケット! 楽・得ショップ」を実施しています。地域と事業者、行政が一体となった市民協働による取組であり、現在も地域の皆さんに親しんで御利用いただいております。</p> <p>ひとえに買い物支援と言いましても、地域の状況によってさまざまな対応が考えられますので、皆さんとお互いに知恵を出し合いながら、地域の特性に合わせた買い物支援対策を研究してまいりたいと考えております。</p> <p>(2) 市長 現在、企業誘致を図るため、森の里東区画整理事業が始まったところですが、これは内陸工業団地、尼寺工業団地の整備から約半世紀ぶりに行う事業です。</p> <p>ただし、企業ができれば若者が増えるわけではありません。子育てがしやすいなど、厚木市に住みたいと思っただけの、魅力的な施策が必要と考えます。</p>	<p>健康長寿課 来年度より医療機関と連携し、認知症初期集中支援チームを設置していく予定です。</p> <p>なお、認知症対策といたしましては、認知症チェックリストや認知症サポーター養成講座、はいかいSOSネットワーク事業を実施し、認知症への理解と早期発見、早期対応に取り組んでおります。</p> <p>商業にぎわい課 買物支援につきましては、毛利台自治連会長と話し合い、課題解決に向けて、第1回意見交換会を平成27年11月10日に開催しました。</p> <p>今後も、地域の状況やニーズの把握に努めるとともに、意見交換会を開催していく予定です。</p>

平成27年度 南毛利南地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年7月3日(金)実施

テーマ1：ライフラインの確保について

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 片平自治会 震災等の災害時において、特に避難所では、水、電気、ガスなどのライフラインの確保が重要であります。電気については、避難所に燃料の心配を必要のない、太陽光発電及び蓄電施設の配備が有用と考えます。 また、水については、災害時給水用の井戸が活用されることが想定されますが、モーターによるポンプアップでの給水には電気が必要なので、給水用の発電設備の貸与について、設備会社との協定を結び確保することが必要と考えます。 なお、南毛利南地区では、地区内井戸の再調査、配置図の作成を検討しております。 このような災害時におけるライフラインの確保を図り、災害に強いまちづくりを、さらに推進することが必要と考えますが市の考え方を教えてください。</p> <p>(2) 片平自治会 片平地区に井戸があるのですが、水質検査の結果、飲用には適さないとのことでした。水質改善のため、井戸を深く掘ってください。</p> <p>(3) 愛甲宮前自治会 飲料に適さない水でも浄水器できれいにすれば飲めると思うので、浄水器の設置に力をいれたらどうでしょうか。</p> <p>(4) 坊中自治会 西部用水を災害時に活用できないでしょうか。</p> <p>(5) 愛甲宮前自治会 災害時の電気確保の手段として、日産自動車のリーフを活用したらどうでしょうか。リーフは電気自動車で、車載バッテリーを電源としても利用することができるので、公用車として配備したらどうでしょうか。</p>	<p>防災関連</p>	<p>(1) 市長 東日本大震災を受け、防災計画の見直しを実施しましたが、首都圏直下型地震、南海トラフ、富士山の噴火など、今後、起こる可能性のある災害にも備えるため、再度、防災計画の見直しを行っているところです。 現在、災害に備え、物資の備蓄を行っておりますが、飲料水については、市内にある県企業庁の配水池5か所(26,490t)と耐震性貯水槽(100t)7基により、40日分確保しています。 また、飲料メーカーとの協定により、各小中学校に全児童・生徒及び教職員数分のペットボトル(2)を備蓄(閉校時には避難者用として使用)しているほか、大規模災害時に無料で使用できる自動販売機(97台)を愛甲公民館や宮前公園などの公共施設に設置しております。 ガスの確保については、指定避難所となる愛甲小学校と東名中学校では、災害時に強いといわれるLPガスを使用しており、災害時には県LPガス協会厚木支部との協定により、必要となるガスと使用器具を提供していただくこととなっています。 太陽光発電については、現在、指定避難所となる3つの小中学校に設置しており、本年度は1校へ、来年度は更に1校に設置する予定です。太陽光発電は発電機に比べて導入コストが非常に高く、気象条件により発電できない場合があるため、必要な時に使えない可能性もあることから、安価で、必要な場所に安定的に電気を提供できる小型発電機を配置することで、避難所の電気を賄ってまいります。なお、指定避難所となる愛甲小学校と東名中学校に、それぞれ4台の発電機を備蓄しており、愛甲公民館にも発電機を2台配備しております。 井戸については、南毛利南地区では10か所の井戸を災害時給水所に指定しており、2年に1回の水質検査を実施しております。検査結果によりますと、飲料可となっておりますのが3か所、飲料不可となっておりますのが5か所で、残りの2か所については今年度に水質検査を行うこととなっております。給水用の発電施設の貸与に係る協定につきましては、地域と地元業者による協定締結が有効であると考えますので、今後、地域の皆様と一緒に協定ができるよう対応します。</p> <p>(2) 危機管理部長 井戸水は、定期的に使っていただかないと水が汚れてしまいます。定期的に使っていただければ水質改善につながりますので、その上で再度、水質検査を受けたらどうでしょうか。</p> <p>(3) 危機管理部長 飲料水については、40日分の備蓄がありますが、輸送手段が確保できない場合も想定されるので、井戸の活用も考えていますが、地震により水質が悪化し飲用に適さなくなる可能性もあるので、防災備蓄倉庫に浄水器も用意しております。</p> <p>(4) 市長 西部用水の活用は良いアイデアだと思いますが、農業用水のため、水がない時期があるという問題があります。</p> <p>(5) 市長 電気自動車を災害時に活用するのは良いアイデアだと思います。本市でもリーフを公用車として導入しており、イベントの際、電源として活用したこともあります。また、電気自動車の普及に向け、市内に急速充電器の整備を行いました。</p>	<p>危機管理課 災害時給水用発電設備の貸与に係る協定について、地域の締結可能な業者を選定し、締結方法等について協議してまいります。</p>

平成27年度 南毛利南地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年7月3日(金)実施

テーマ2：空き家対策について

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 愛甲原自治会 空き家対策については、昨年度要望書を提出させていただき、関係部局の対応をいただいておりますが、本年5月26日から全面施行となった空家対策特別措置法に基づき、市ではどう取り組まれるのかお聞かせいただきたい。他市では条例を制定し、勧告・命令後の解体撤去の明文化、解体等経費の助成などを規定し、対策を講じています。法の全面施行により、固定資産税の税優遇措置の撤廃など、土地の有効活用を促進する対策や不動産の適正管理や売却を促進するために、不動産会社へ働きかけるなどの方策も有効な空き家対策となります。厚木市の空き家対策について、教えてください。</p> <p>(2) 愛甲原自治会 空き家の雑草で困っているのですが、「空家等の対策に関する特別措置法」に基づき、処分できるようになるのでしょうか。</p> <p>(3) 愛甲宮前自治会 空き家の所有者が管理をしない理由は分かっているのですか。</p> <p>(4) 愛甲原自治会 市が雑草を処分し、所有者に料金を請求することはできないのでしょうか。</p> <p>(5) 愛甲宮前自治会 所有者の同意が得られれば、自治会が除草作業を手伝ってもいいが、同意を得ることは可能でしょうか。</p> <p>(5) 宿愛甲自治会 わたしの知っているケースでは、相続が終わっていません。相続人5人に同意を得る必要があった。相続が終わっていないような状況で5人の同意を得るのは非常に難しいと思います。</p> <p>(6) 上愛甲自治会 私の家の近くに空き家がある。空き家の所有者と連絡を取るため張り紙をしたところ、警察官が私のところに所有者の所在を聞きにくるような状況で、所有者と連絡をとることができない。今はまだ問題ないが、今後、時間が経過し、家が老朽化した場合、どのように対応すればよいのでしょうか。</p> <p>(7) 愛甲宮前自治会 人が住んでいる間ならば簡単に解決する問題でも、問題が発生し、連絡が取れなくなると問題を解決することができなくなる。日頃から近所づきあいがあれば、連絡先を知ることができるが、近所づきあいがなければ、連絡先を知ることができず、解決できない問題となってしまう。</p>	<p>まちづくり 関連</p>	<p>(1) 市長 平成25年度の住宅・土地統計調査によりますと、本市で長期にわたり空き家となっている戸数は共同住宅を含むと2,260戸、そのうち破損があるものは510戸となっております。空き家問題は、防災、防犯など様々な課題があり、周辺で生活される皆様の不安は十分に承知しております。本市では、昨年4月から庁内で空家対策検討委員会を設置し、問題点の整理や対策について検討を進めており、職員には一丸となって空家問題に取り組むよう指示をしております。空き家問題は本市だけの問題ではなく、全国的な問題となっており、国としても対策が必要なことから、平成27年5月26日「空家等の対策に関する特別措置法」が全面施行されました。この法律は特定空家に対する助言、指導、勧告などの手続きが細かく定められており、法律による代執行も可能となっております。しかしながら、個人の私有財産は法律で保護されていることから、所有者の方に対応していただくのが原則と考えております。なお、空家に関する相談につきましては、問題の内容により担当課が変わりますが、市で対応させていただきます。</p> <p>(2) まちづくり計画部長 「空家等の対策に関する特別措置法」に基づき、「特定空家」として認定されれば、対応することは可能ですが、個人の財産は法律で保障されているため、「特定空家」として認定する手続に時間が掛かるためすぐに対応できるものではありません。</p> <p>(3) まちづくり計画部長 空き家の所有者が居宅を管理しない理由は、それぞれ個別の理由がありますが、難航するケースとしては、相続に關係することが原因であることが多いです。</p> <p>(4) まちづくり計画部長 市が雑草を処分し、所有者に料金を請求するのは、代執行となります。「空家等の対策に関する特別措置法」に基づき、手続きをとれば可能ですが、時間が掛かります。</p> <p>(5) 市長 一般的な感覚ならば、他の方が無償で雑草の処分をしてくれるのは有り難いと思うかもしれませんが、それをよしとしない方もいます。また、相続の關係で同意を得る方が多数いるため、同意を得ることができないこともあります。他の自治体で起きた事例ですが、管理されていない空き家の雑草を隣の家の人が処分したところ、勝手に財産(雑草)を処分されたと訴訟になったとのことです。</p> <p>(6) まちづくり計画部長 空き家問題については、住宅課で相談対応させていただきますので、御相談ください。</p> <p>(7) 市長 「特定空家」は、発生原因の複雑さから、一度放置されてしまうと解決させるのは簡単ではありません。地域住民同士が言葉を交わせる關係を構築することは、特定空家の発生を防ぐことにつながります。空き家問題の解決に特効薬はありません。行政と地域が手を取り合い、問題の解決に向け取り組みましよう。</p>	<p>住宅課 平成27年7月6日に現地の見回りを実施しました。 同月8日に、愛甲公民館において、南毛利南地区自治会連絡協議会会長、愛甲原自治会長及び上愛甲自治会長に対して、住宅課、生活環境課、消防本部予防課の職員が空家対策の取組状況について説明し、意見交換会を実施しました。今後も、継続して情報交換を行っていきます。 また、空家に関する啓発ポスターを作成し、公民館に掲出済みです。</p>

平成27年度 相川地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年8月18日(火)実施

テーマ1：きれいな環境の地域づくりについて

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 酒井宿自治会 落書きにつきましては、「厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例」で、「何人も落書きをしてはならない。」と規定されていますが、いまだに落書きの被害が見受けられます。落書きは、街の美観を損ねるだけでなく、放置すると犯罪を助長することにもなります。 今後、新東名高速道路などの道路交通網が整備されることに伴い、道路の外壁やガードレールへの落書きが懸念されます。 このような状況を踏まえ、相川地区を「落書きゼロ地域」として、地域住民の意識を高め、落書きのない環境づくりが必要と考えます。 今後の具体的な方策についてお聞かせください。</p> <p>(2) 酒井宿自治会 マニュアル作成後の成果を教えてください。また、落書きの防止策として監視カメラや防止柵などを設置できないでしょうか。</p> <p>(3) 厚木リバーサイド自治会 依知地区は重点地域に指定されたとのことですが、相川地区を指定していただけないでしょうか。</p> <p>(4) 厚木リバーサイド自治会 啓発用の立て看板はあるのでしょうか。</p>	<p>防犯関連</p>	<p>(1) 市長 落書きにつきましては、市でも課題として認識しております。本年度、「厚木市落書き防止マニュアル」を作成しました。市として取組を進めていくことは当然ですが、落書きを防ぐには、地域の皆様のご目も大切だと考えております。発見された落書きにつきましては、施設管理者が消去を行いますので、市の所有するものであれば市で対応しますが、国や県等の施設の場合は、それぞれの管理者に要請してまいります。</p> <p>(1)(2) 環境農政部長 落書き対策ですが、落書きを見つけたら、生活環境課に連絡をください。市から施設管理者に対応をお願いします。高速道路への落書き対策ですが、他地区の事例として、依知地区では、圏央道の開通により落書きが増えたことから、重点地域に指定し、看板やのぼり旗を設置しています。施設管理者の予防意識が高いことを示すとともに、行政だけでなく市民の皆様が落書きは犯罪であり、「してはいけないこと」と認識していただき、地域で見守っていただくことが、落書きの抑止につながると思います。 市では、指針をマニュアルとして作成し、6月に説明会を行い協力をお願いさせていただきました。7月22日時点で、10件の通報を受けており、施設管理者へ要請し、5件を消去していただきました。 新東名高速道路への落書き防止策につきましては、中日本高速道路と協議し、防止柵の高さを通常の2倍にするという回答をいただきました。 なお、御提案いただいた防犯カメラについては、道路の重要施設周辺に設置することはありますが、落書き防止の目的で、設置することはないとのことです。</p> <p>(3) 環境農政部長 現在のところ、相川地区を重点地域と指定する予定はございませんが、重点地域と同じように支援してまいります。啓発用のぼり旗を用意しておりますので、必要数を地区市民センターに伝えていただければ、手配させていただきます。</p> <p>(4) 環境農政部長 啓発用看板の製作については、今後検討いたします。</p>	<p>生活環境課 市では、昨年度、落書き防止対策を検討し、市と市民の皆様それぞれの役割と取組の目標を定めた、厚木市落書きをさせないまちづくり行動指針を策定いたしました。本年度はこの取組を本格化するため、落書き防止マニュアルを作成し、平成27年5月28日の相川地区自治会連絡協議会の会議におきまして御説明をさせていただき、地域での取組について御協力をお願いしたところです。 昨年度の落書きパトロールの結果を見ますと、相川地区は市内で2番目に落書きが多い落書き多発地区でありますので、警察と連携したパトロール強化や、再発防止のための落書き禁止看板の有効活用にも努めてまいります。 また、新東名高速道路の建設に伴う落書き防止対策につきましては、中日本高速道路に対し御要望のありました内容について申し入れを行っており、防犯カメラの設置につきましては困難ですが、防止柵につきましては、通常の高さをかさ上げして対応するとの回答を得ますので、確実に実現するよう定期的な確認にも努めてまいります。 落書き防止対策につきましては、行動指針でお示しいたしましたように、市と市民の皆様との協働による取組が欠かせないものと考えておりますので、落書き防止マニュアルにごさいますようにパトロールによる通報や落書き消去活動などにおいて、御協力くださいますようお願いいたします。 なお、落書き禁止看板につきましては、地区市民センターから必要数を確認し、関連物品と併せて、平成27年度予算及び平成28年度予算で対応してまいります。啓発用のぼり旗につきましては、平成28年1月に相川公民館に配布いたしました。</p>

平成27年度 相川地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年8月18日(火)実施

テーマ2：新東名高速道路等に関わる生活道路の変化に伴う安全確保について

自治会長からの意見・要望	種別		対応状況
<p>(1) 上戸田自治会 現在、相川地区では、新東名高速道路等の建設工事や「国道129号線」と「県道22号戸塚・伊勢原線」との「戸田交差点立体交差化」の整備に伴い、国道129号線をクロスする市道の付け替え工事が行われており、既に7月29日に「みこし橋」が開通し、市道G-61号線と国道129号線の交差点の信号が撤去されています。</p> <p>新東名高速道路等の整備に伴う付け替え道路(みこし橋東側と螺旋形の道)につきましましては、供用開始後、市道となりますが、工事中や完成後の交通安全対策や防犯対策について、市の対応をお聞かせください。</p> <p>(2) 下戸田自治会 戸田立体交差点が地下に入ると聞きました。集中豪雨になった際、道路冠水により交通に支障をきたす可能性があると思います。雨水対策をどのようにするのか、分かれば教えてください。</p> <p>(3) 下戸田自治会 農業用水に排水されると降雨量によっては、農地に悪影響がでる可能性があると思いますので対応をお願いします。</p> <p>(4) 沖戸田自治会 歩道橋が完成しましたが、まだ通行できません。信号もなくなってしまったので、早く通行させてください。</p>	<p>道路 交通関連</p>	<p>(1) 市長 現地の状況を確認したところ、みこし橋東の道は見通しがあまり良くないと感じました。付け替え道路の安全確保については、県公安委員会と協議しておりますので、結果を所管部長から説明させていただきます。</p> <p>(1) 国県道調整担当部長 みこし橋東の交差点の安全対策に関しましては、事業者が県公安委員会との協議の結果、当面の間は、横断歩道で対応することになり、すでに設置されております。なお、信号機の設置は非常に難しく、今年度、5月現在で、県内で4件新設されただけです。信号機の設置以外にも、交通規制により、安全確保を図る方法もありますが、規制を掛けると、地域の皆様も規制の対象になり生活に影響が出るため、地元の方との調整が必要だと考えております。</p> <p>螺旋形に上がる道路については、設計上70mほどがトンネルになっています。県に確認したところ、照明を設置するという回答をいただきましたが、カーブの角度がきつく、歩行者に関しては安全上の観点から北側に設置された歩道橋と南側の「みこし橋」を通行するようお願いいたします。</p> <p>(2) 国県道調整担当部長 戸田立体交差点については、国道129号線が県道の下に潜る形となり、全長1,200mの工事区間において掘り下げ、摺り付け等を行っているとのこと。最も深い部分は11mになりますので、ここにポンプを設置して汲み上げ、国道129号沿いの用水へ排水すると聞いております。</p> <p>県に確認をしたところ通常の雨量では問題なく、排水についても農業関係者と調整を進めていると伺っています。</p> <p>(3) 市長 排水については、地域の皆様に迷惑がかからないよう、しっかりと調整をするよう、県に伝えさせていただきます。</p> <p>(4) 国県道調整担当部長 歩道橋については、すでに完成していますが、県に確認したところ、道路としての供用開始の告示をしていないため、通行できないとのこと。現在、手続きを進めており、8月25日(火)には、利用できるようになると伺っております。</p>	<p>国県道調整課 みこし橋に通じる道路の安全対策については、事業者である神奈川県及び中日本高速道路が行った警察協議で、信号機ではなく横断歩道を設置することとなり、既に設置されています。</p> <p>今後開通する部分についても、同様の安全対策を講じていく予定と聞き及んでいます。</p> <p>また、螺旋形の道路のトンネルは、照明機器の設置を予定しているとの事ですが、歩道等がありませんので、交通安全上の観点から北側に設置されたスロープ付きの歩道橋、もしくは南側のみこし橋の歩道を通行するようお願いいたします。歩道橋につきましましては、平成27年8月25日にスロープが利用できるようになりました。</p>

平成27年度 緑ヶ丘地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年7月1日(水)実施

テーマ1：空き家対策について

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 王子2丁目自治会 現在、人口減少や高齢化の進展に伴い、全国的に「空き家」の増加が、防火、防災、防犯、衛生、景観などで社会問題となっています。 緑ヶ丘地区においても、住宅団地として造成されてから約50年が経過し、住民は、住宅地とともに年を重ね、市内で最も高齢化率が高い地域となっており、空き家の存在も無視できません。 また、適切な管理が行われていない空き家は、倒壊や火災などの危険性を高めるほか、ごみの不法投棄など、地域住民の生活を脅かす原因となる恐れがあります。 今後、さらに少子高齢化が進む中、地域住民が安心安全に暮らすためには、空き家対策が必要と考えますが市としての取組を聞かせてください。</p> <p>(2) 緑ヶ丘2丁目自治会 緑ヶ丘2丁目では、家が1件なくなると、同じ土地に新たに3件家が建ちます。日本人は新しいものを好むため、新築物件がたくさん出ますが、古い家を再活用しなければ、住宅の供給が過剰となり、空家が増えいくと思います。</p> <p>(3) 王子2丁目自治会 住居があると資産税が減免されるため、空き家のままにしているケースがあるので、1年以上空家になっているものは、更地並みに課税したらどうですか。または、逆に家屋を処分し、更地にした場合、固定資産税を減免できないでしょうか。</p> <p>(4) 緑ヶ丘1丁目自治会 今後、法律を運用し、代執行を行うケースが増えていくと思いますが、そもそも代執行になるようなケースは資金がないため、居宅処分を行えないと思うので、費用の回収が困難だと思いましたが市の見解を聞かせてください。</p>	<p>まちづくり 関連</p>	<p>(1) 市長 平成25年度の住宅・土地統計調査によりますと、本市で長期にわたり空き家となっている戸数は共同住宅を含むと2,260戸、そのうち破損があるものは510戸となっております。空き家問題は、防災、防犯など様々な課題があり、周辺で生活される皆様の不安は十分に承知しております。本市では、昨年の4月から庁内で空家対策検討委員会を設置し、問題点の整理や対策について検討を進めており、職員には一丸となって空家問題に取り組むよう指示をしております。空き家問題は本市だけの問題ではなく、全国的な問題となっており、国としても対策が必要なことから、平成27年5月26日「空家等の対策に関する特別措置法」が全面施行されました。この法律は特定空家に対する助言、指導、勧告などの手続きが細かく定められており、法律による代執行も可能となっております。しかしながら、個人の私有財産は法律で保護されていることから、所有者の方に対応していただくのが原則と考えております。なお、空家に関する相談につきましては、問題の内容により担当課が変わりますが、市で対応させていただきます。</p> <p>(1)(2) まちづくり計画部長 本市では、住宅課が中心となって、空家対策に取り組んでおります。基本的な考え方としては、周辺に迷惑を掛けるような空家を出さないのが一番ですので、自分で管理できない空家については、シルバー人材センターなど業者を活用し管理を行ったり、不動産業者に空家を販売してもらうなどの方法が考えられます。空家の適正な管理について、相談窓口を設けたり、広報あつぎや高齢者向けセミナーを通じてお知らせしていきます。</p> <p>(3) 財務部長 1年以上空家になっているものは、更地並みに課税するという御提案については、「空家対策等の推進に関する特別措置法」が施行されたことから、法律で定められた手続きを行うことで住宅用地の特例の対象外とし、更地の課税とすることができまので、御提案の趣旨に沿った形で対応できると思います。住居を処分した際、更地を減免する御提案については、地方税法において、特例措置等が規定されていないため、他の更地と同様に取り扱いすることとなっております。すでに自主的に家屋を取り壊している方、以前から更地としている方もいますので、同一地目、同じ更地の中で、取扱いが異なることは、不均衡が生じることとなりますので、減免することは困難です。</p> <p>(4) まちづくり計画部長 他自治体の事例も見て、代執行まで進むケースは少数ですが、御提案のとおり、建物所有者から費用を回収するのは難しいと思います。しかしながら代執行まで進むケースということは、周辺の生活環境に迷惑を掛けている訳ですから、市民の安全を守るため費用の回収が難しくても、代執行を行う必要があるケースも出てくると思います。なお、費用の問題については、国に対し、補助制度を制定するよう要望を出していきます。</p>	<p>住宅課 王子地区の空家については、ただちに問題となるような空家ではないと思われませんが、将来的に管理不全の空家とならないよう適切な管理に向けた周知・啓発を図ってまいります。 また、空家に関する啓発ポスターを作成し、公民館に掲出依頼済みです。</p> <p>資産税課 空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、勧告がされた土地については、賦課期日後の年度から、住宅用地に対する課税標準額の特例の適用対象から除外してまいります。 空家処分後の減免については、同一地目において不均衡が生じるため、対応困難であることを御理解ください。</p>

平成27年度 森の里地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年7月21日(火)実施

テーマ1：森の里地区への入居者勧誘策について

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 森の里4丁目自治会 森の里東地区の開発が始まり、研究開発機関や企業の誘致が進められ、今後、この地区への就業による人口増が予想されます。 一方、森の里地区は、30年を経過し、他の地域と同様に少子高齢化の進行に伴う、空き家の存在も確認されており、地域の安心・安全の確保や活性化において、若い世代層の住民を増やすことが切実な課題です。 こうした開発の機会を捉え、森の里東地区における新たな就業者及びその家族に対し、森の里の充実した住宅環境、教育環境を積極的にPRするなど、森の里あるいは近隣地域に入居を促進する施策が必要と考えますが市としての取組を聞かせてください。 また、森の里地区の空き家を社宅として積極的に斡旋することは可能ですか。</p> <p>(2) 森の里4丁目自治会 森の里東地区の開発区域内、あるいは近隣地域における新規住居地域の開発予定はありますか。</p> <p>(3) 森の里5丁目自治会 まちづくり条例を施行している目的と、開発事業者と住民の相互理解が困難になった場合の救済方法について説明してください。</p> <p>(4) 森の里5丁目自治会 まちづくり条例に罰則がないことは知っていますが、住居の近くにマンションができると資産価値が低下します。前からマンションを建てることを知っていれば対応できますが、以前から住んでいる住人が不利益を被るのはおかしいと思うので、市に仲介に入ってほしい。</p> <p>(5) 森の里1丁目自治会 明日、紛争の調整申出を行う予定ですが、今まで、あっせんから調停まで進んだことがないと聞きます。どういうことなのでしょうか。</p>	<p>まちづくり 関連</p>	<p>(1) 市長 平成25年度の住宅・土地統計調査によりますと、厚木市において長期にわたり空家となっている(共同住宅を含む)戸数は、2,260戸、そのうち破損などがある戸数は、510戸となっており、空家対策の必要性を認識しています。 昨年の4月から、市では課長クラスの空家等対策検討委員会を設置し、空家に関する問題点の整理や対策について協議しており、職員には、一丸となって空家問題に取り組むように指示をしております。 今年の5月26日に、「空家等の対策に関する特別措置法」(空家法)が全面施行されました。市としましても、空家法に基づき、効果的で効率的な対応を進めるため、市民の皆様などで組織する「空家等対策協議会」を設置し、市の空家対策の基本方針となる「空家等対策基本計画」を策定してまいります。 空家法は、国による基本指針の策定から市町村が行う施策まで、詳細に規定されていますので、市で条例を制定しなくても、法律の適正な執行で十分対応できると考えています。さらに、建物の所有者からの具体的な相談に対応できるよう、宅地建物取引業者や司法書士など関係団体との連携を図るための準備をしております。空家でお困りのことがあれば、市民相談窓口から関係課に分かりやすく御案内できるような体制も整えております。 また、森の里東地区に参入してくる企業に対し、情報提供を行なうことは可能と考えております。現在、入居企業が確定していないため、今後、企業が確定した際、情報提供を行ってまいりたいと考えています。</p> <p>(2) 許認可担当部長 森の里東地区は、研究開発施設及び工業系産業施設の用地創出が土地利用の方針であるため、住居地域を開発する予定はありません。</p> <p>(3) 許認可担当部長 まちづくり条例の目的は、快適で住みよいまちづくりの推進及び良好な近隣関係の保持を図るための手続きや基準を定めています。開発事業者と住民の相互理解が困難になり、紛争の調整申出があった時は、紛争相談員によるあっせん等を行います。</p> <p>(4) 許認可担当部長 マンションの建設予定地については、以前から都市計画でマンションの設置が認められた場所になっています。森の里地区は他の地区に比べ厳しい制限があり、空地を広く確保することが義務付けられています。また、建物の設計についても住民の皆様の見解を受け、変更すると聞いています。</p> <p>(5) 許認可担当部長 調停まで進んでいないのは、あっせんで合意形成が図られているためと聞いております。</p>	<p>住宅課 所有する方が利用しない空家については、賃貸や売却などの不動産流通によって活用が図られることがまちの活性化につながると考えます。所有者の方からの相談の中で情報提供をしていきます。 また、空家に関する啓発ポスターを作成し、森の里公民館に掲示をしております。</p> <p>産業振興課 森の里東地区の土地区画整理事業の整備は段階的に進められており、A工区については平成29年頃に完成し、完成後まもなく企業が立地するための建物の建設工事などが進められると伺っております。 今後におきましても、森の里東土地区画整理組合や関係機関と工事の進捗や企業が立地可能となる時期等の情報交換を行い、立地を予定する企業の情報があつた際は、本市の魅力や誘致のインセンティブのPRと併せまして、隣接する森の里地区の居住可能な住宅情報等について住宅課などと連携を図りながら、情報を提供する考えであります。</p> <p>都市計画課・まちづくり指導課 マンションについては、紛争相談の申し込みがあり、厚木市特定開発事業紛争相談員が開発事業者と住民の間に入って紛争解決に向けた話し合いが行われました。</p>

平成27年度 森の里地区自治会長と市長とのまちづくりフリートーク実施結果

平成27年7月21日(火)実施

テーマ2：森の里地区の交通安全対策について

自治会長からの意見・要望	種別	市長等からの回答	対応状況
<p>(1) 森の里3丁目自治会 現在、隣接する事業所への通勤車両や森の里を通過する車両が増加していると思います。また、森の里東地区開発事業に伴う大型トラックの土砂搬出が1年半続くことや、開発後の新たな事業所への通勤車両が増加することなど、交通量の増加に伴う交通事故が懸念されています。 昨年末には、森の里地区への通過ポイントとなります愛名交差点で高校生の死亡事故も発生していることや、通過車両の中には大型車両も多く、深夜でも大型車両(13t車の超大型車)の通過(入庫)も頻発している状況を重く受け止めていただき、今後、厚木秦野バイパスのインターチェンジが建設されることも踏まえ、森の里地区を通過する車両による事故を未然に防ぐため、将来的な交通安全対策を検討いただきたいと思ひます。</p> <p>(2) 森の里3丁目自治会 森の里東交差点から西校交差点間の高校生の自転車通学時の安全対策について、具体策はありますか。</p> <p>(3) 森の里3丁目自治会 森の里東地区開発による近隣の交通量などはどのように推計していますか。</p> <p>(4) 森の里5丁目自治会 日産などの事業所に通勤時のマイカー抑制、公共交通機関の利用促進などを働きかけていますか。</p> <p>(5) 森の里4丁目自治会 交通の利便性向上を高めるため、循環型バスやコミュニティバスを導入したらどうでしょうか。また、コミュニティバスを導入した際の費用はどのくらいかかるのでしょうか。</p> <p>(6) 森の里1丁目自治会 愛甲石田駅から森の里地区までのバス便は11時を過ぎるとなくなってしまふので、ぐるっとに送迎してもらふことは可能ですか。</p>	<p>道路 交通関連</p>	<p>(1) 市長 森の里地区には、日産自動車など大手企業があるため通勤渋滞が発生しています。平成27年5月には、日産先進技術開発センターの社員が426人増え、通勤する方が増えました。日産自動車も地域の皆様に迷惑を掛けまいよう、公共交通機関の利用の促進などによる渋滞緩和に努めていると聞いております。 市としても新たに赤坂竹ノ内線の整備を進め、交通集中の緩和による渋滞の解消に力を入れております。 交通安全対策として、信号機の設置や通行規制などが考えられますが、県公安委員会の管轄となっており、また交通規制を設けるには、住民の皆様も交通規制の対象になるため、その地域に住んでいる方の総意が必要になります。規制を掛けたことにより、生活に支障が生じ、規制を解除してほしいとの要望が出されることもあるので、地域でよく話し合う必要があります。また、交通安全対策として、啓発活動は重要であり、交通安全指導員や母の会の皆様の御協力に感謝します。</p> <p>(2) 危機管理部長 厚木西高校の前の歩道は、自転車の通行が可能であるため比較的安全です。しかし、高校生の自転車通学時の安全確保ということであれば、学校と連携し、交通安全教育を行う必要があると認識しています。 市では、高校生を対象とした自転車安全教室等を実施していますが、今後も事故に遭わないための意識啓発に努めます。</p> <p>(3) まちづくり推進担当部長 森の里東土地地区画整理事業は、県環境影響評価条例の手続きを実施し、事業を進めています。その中で、施行中の工事用車両及び事業完了後の交差点の予測値を算出し、現況交通量との比較を行い、実施区域周辺の各交差点での交通影響について評価しています。 その結果、すべての地点において交差点需要率が0.6以下となっており、実施区域周辺道路の一般交通に、交通混雑等の著しい影響はないであろうと認識しています。</p> <p>(4) 市長 日産自動車は地域に迷惑を掛けまい努力しており、公共交通機関利用の促進や自家用車についても通勤ルートを指定し、交通集中による渋滞の緩和に努めています。</p> <p>(5) (6) 政策部長 コミュニティバスの導入については、環状型に限らず交通手段の新規導入にあたっては、需要者層、人数、時間帯、利用目的などといった要素をしっかりと把握し、精査する必要があります。他市の実績をみると、運賃収入では運行経費の2割しか回収できないため、公的補助が必要となります。 また、森の里地区は企業が多いためバス路線が多い地域ですが、コミュニティバスが運行した場合、競合により路線バスの本数が減る可能性もあります。また、ぐるっとを深夜に愛甲石田駅に運行することについては、法律上問題ないか確認します。</p>	<p>くらし交通安全課 自転車の安全対策といたしまして、厚木警察署やバス事業者等と連携し、平成27年5月26日に厚木西高校で自転車マナーアップキャンペーンを行い、映像やチラシ等を使い、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る取り組みを実施しております。</p> <p>道路整備課 市道赤坂竹ノ内線につきましては、平成27年度、橋りょう下部工工事(左岸)に着手いたしました。</p> <p>広域政策課 森の里ぐるっとは、もともと道路運送法の許可は得ていないので法的には問題ありません。 しかし、駅までの輸送ということになりますと、既存のバス路線との競合や、深夜につきましてもタクシー事業者の営業への影響もあることから、慎重に議論する必要があるものと考えます。</p>